

# 第4回智頭町議会定例会会議録

平成28年12月9日

(第1日)

智 頭 町 議 会

## 第4回智頭町議会定例会会議録

平成28年12月9日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第101号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5. 議案第102号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 6. 議案第103号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7. 議案第104号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 8. 議案第105号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 9. 議案第106号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第10. 議案第107号 平成28年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第11. 議案第108号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 第12. 議案第109号 智頭町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 第13. 議案第110号 智頭町税条例等の一部改正について
- 第14. 議案第111号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第15. 議案第112号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について
- 第16. 議案第113号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第17. 議案第114号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散について
- 第18. 議案第115号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に

ついて

- 第 19. 議案第 116 号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止について
- 第 20. 議案第 117 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 21. 議案第 118 号 字の区域の変更について
- 第 22. 議案第 119 号 字の区域の変更について
- 第 23. 議案第 120 号 字の区域の変更について

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 101 号 平成 28 年度智頭町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 5. 議案第 102 号 平成 28 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 6. 議案第 103 号 平成 28 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 7. 議案第 104 号 平成 28 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8. 議案第 105 号 平成 28 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 9. 議案第 106 号 平成 28 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 10. 議案第 107 号 平成 28 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 11. 議案第 108 号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 第 12. 議案第 109 号 智頭町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 第 13. 議案第 110 号 智頭町税条例等の一部改正について
- 第 14. 議案第 111 号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 15. 議案第 112 号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について

- 第16. 議案第113号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 第17. 議案第114号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散について
- 第18. 議案第115号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 第19. 議案第116号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止について
- 第20. 議案第117号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第21. 議案第118号 字の区域の変更について
- 第22. 議案第119号 字の区域の変更について
- 第23. 議案第120号 字の区域の変更について

1. 会議に出席した議員（11名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 河村 仁志  | 2番 高橋 達也   |
| 4番 岩本 富美男 | 5番 中野 ゆかり  |
| 6番 平尾 節世  | 7番 谷口 雅人   |
| 8番 岸本 眞一郎 | 9番 徳永 英太郎  |
| 10番 石谷 政輝 | 11番 大河原 昭洋 |
| 12番 酒本 敏興 |            |

1. 会議に欠席した議員（1名）

- 3番 大藤 克紀

1. 会議に出席した説明員（16名）

- |   |             |         |
|---|-------------|---------|
| 町 | 長           | 寺谷 誠一郎  |
| 副 | 町           | 長 金児 英夫 |
| 教 | 育           | 長 石 彰 祐 |
| 病 | 院 事 業 管 理 者 | 安藤 嘉美   |
| 総 | 務 課         | 長 葉狩 一樹 |
| 企 | 画 課         | 長 河村 実則 |

税務住民課長	矢部 整
教育課長	西沖和己
地域整備課長	草刈英人
山村再生課長	山本 進
地籍調査課長	岡田光弘
会計課長	矢部久美子
税務住民課参事兼水道課長	藤森啓次
福祉課参事	小谷いづ美
病院事務次長	寺谷和幸
農業委員会事務局長	萩原 学

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長	寺坂英之
書記	塚越奈緒子

開 会 午前10時32分

開 会 あ い さ つ

○議長（酒本敏興） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回智頭町議会定例会を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、去る11月24日の第4回臨時議会におきまして、討論の内容に間違いがあったとして、岸本眞一郎議員から一部発言撤回の申し出が出ておりますので、これを認め、議長において報告をいたします。

議案第99号における反対討論中、「町長の強い希望により、先送りすることで責任をとるという形にしたいので、特別職の議員の皆様にも同調していただきたい」、「この部分の「責任」及び「特別職の議員の皆様にも同調していただきたい」という発言を撤回するものであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、岸本眞一郎議員、9番、徳永英太郎議員を指名します。

### 日程第2. 会期の決定

- 議長（酒本敏興） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間と決定しました。

### 日程第3. 諸般の報告

- 議長（酒本敏興） 日程第3、諸般の報告を行います。  
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成28年11月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。  
次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。  
今期定例会の説明員につきましては、12月2日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。  
次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。  
以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第101号から日程第23. 議案第120号まで 20案  
一括上程

○議長（酒本敏興） 日程第4、議案第101号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第5号）から日程第23、議案第120号 字の区域の変更についてまでの20議案を一括して議題とします。

なお、議案に対する本日の日程は、提案理由の説明から質疑までとします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第4回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第101号から議案第107号までは、補正予算についてであります。

議案第101号 平成28年度智頭町一般会計補正予算について、主なものを説明します。

総務費の財産管理費では、町有施設の修繕料増額を、行政情報システム推進費では、情報セキュリティ対策委託料増額を、地域情報化推進事業では、光電話等の新設・移設手数料の増額のほか、ゆめが丘団地住宅整備に係る光ケーブル増強工事に要する経費を、諸費では、町税還付金のほか、若者定住等による集落活性化総合対策事業補助金の返還金及び国・県補助金額の確定による、子ども・子育て支援交付金の返納金をそれぞれ措置しています。

また、税務総務費及び民生費の社会福祉総務費では、人事異動に伴う人件費の調整をそれぞれ措置しています。

子育て支援推進費では、第2子保育料の軽減措置による、森のようちえん支援事業補助金の増額を、保育園事務費では、諏訪保育園及びあたご保育園の閉園記念式典に要する経費のほか、広域入所委託料の増額を、また、新保育園への備品等の移転に要する経費を、さらには、芦津地内の地籍調査に基づき、旧芦津保育園敷地内に個人名義の土地が存在していることが判明したため、この用地の購入

費をそれぞれ措置しています。

衛生費の環境衛生費では、火葬件数の見込み増に伴い、火葬業務に要する経費の増額を措置しています。

農林水産業費の農業振興費では、農業者が行う規模拡大や低コスト化などの経営改善に向けた、農業機械導入への支援に要する経費を計上しています。

林業振興費では、昨年度から試行的に始めた木育について、その取り組みを本格化させるための経費を、緑の産業活力創生プロジェクト事業では、智頭町森林組合が導入する高性能林業機械の購入経費の助成を、林道費の林道維持管理事業では、ニイボーキ線の舗装修繕工事に要する経費をそれぞれ措置しています。

商工費の商工振興費では、誘致企業の雇用拡大に伴う旧山郷小学校改修工事の増額のほか、新規創業に要する補助金の増額を、また千代電子工業株式会社上町工場の、新設投資に対する企業立地補助金が、県の補助対象となったことによる減額措置をしています。

土木費の震災に強いまちづくり推進事業では、土砂災害特別警戒区域内において住宅の新築等を行う者が、建築構造の強化を図るため防護壁を設置した場合、その一部を助成する経費を、下水道事業費では、消費税及び地方消費税の増額などに伴い、公共下水道事業特別会計の繰出金の増額をそれぞれ措置しています。

教育費の事務局費では、小中学校におけるネットワークシステムのセキュリティ対応に要する経費のほか、智頭中学校の仮設駐車場及び運動会の綱引き事故に関する訴訟委託料をそれぞれ措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、6,539万円であり、補正後の予算総額は、71億4,143万6,000円となります。

議案第102号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算は、保険給付費の見込み増に伴う経費のほか、平成27年度療養給付費等負担金の確定に伴う返還金の増額をそれぞれ措置しています。

議案第103号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算は、人件費の増額のほか、中間申告支払額の確定に伴う消費税及び地方消費税の増額をそれぞれ措置しています。

議案第104号 智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算は、人件費の増額措置をしています。

議案第105号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算は、介護予防教室参加



者増に伴う手数料の増額のほか、認知症予防教室参加者増に伴う、学習サポート一の経費及び委託料の増額をそれぞれ措置しています。

議案第106号 智頭町水道事業会計補正予算は、配水施設の修繕に要する経費のほか、人件費の調整、消費税及び地方消費税の支払額増に備え、雑支出の増額措置をしています。

議案第107号 智頭町病院事業会計補正予算は、平成29年度から債務負担行為を行うことができる限度額等を定めるものです。

次に、条例案件につきまして説明します。

議案第108号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の免除について定めるものです。

議案第109号 智頭町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきましては、農業委員会に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数について定めるものです。

議案第110号 智頭町税条例等の一部改正につきましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による、所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、軽自動車税の環境性能割の減免に関する規定を鳥取県と同一にするため、条文の整備を行うものです。

議案第111号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による、所得税等の非課税等に関する法律などの一部改正に伴い、必要な改正を行うものです。

議案第112号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止につきましては、共同処理にする事務を一元的に処理することにより、事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図るため、平成29年4月1日から新設される、鳥取県町村総合事務組合において事務処理することに伴い、廃止するものです。

次に、議案第113号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、事務の効率化、事務経費の節減合理化を図るため、鳥取県町村職員退職手当組合に鳥取県町村消防災害補償組合を統合し、事務及び財産の一切を継承するとともに、新たに非常

勤職員の公務災害補償等の事務を行うことに伴い、「鳥取県町村職員退職手当組合」を「鳥取県町村総合事務組合」に名称を変更し、規約の全部改正を行うため変更するものです。

議案第114号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散について及び、議案第115号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分につきましては、鳥取県町村職員退職手当組合に統合するため解散し、事務及び財産の一切を継承するため、財産処分を行うものです。

議案第116号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止につきましては、事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図る観点から、「鳥取県町村職員退職手当組合」、平成29年4月1日以降は「鳥取県町村総合事務組合」において、町村等の非常勤職員の公務災害補償等の事務を行うこととすることに伴い、認定委員会等の共同設置を廃止するものです。

議案第117号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、公共駐車場整備及び智頭町百業学校事業を、新たに追加するものです。

議案第118号 字の区域の変更につきましては、西谷地内の地籍調査事業実施に伴い、西谷地内の字の区域を一部変更するものです。

議案第119号 字の区域の変更につきましては、芦津地内の地籍調査事業実施に伴い、芦津地内の字の区域を一部変更するものです。

議案第120号 字の区域の変更につきましては、真鹿野及び野原地内の地籍調査事業に伴い、真鹿野及び野原地内の字の地区を一部変更するものです。

以上、本会議に提案しました諸議案の概要を説明申し上げました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いしまして、簡単ではありますが説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第4、議案第101号から、日程第23、議案第120号までの20議案の質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。なお、発言時間については、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第4、議案第101号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第5号）の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、補正予算書1ページをごらんいただきたいと思ひます。

議案第101号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第5号）であります。

前もって配付いたしてあります平成28年度12月補正予算概要、これをごらんいただきたいと思ひます。これをもとに概要の説明をさせていただきたいと思ひます。概要書の左端の数字は補正予算書のページですので、あわせて補正予算書もごらんいただきたいと思ひます。

まず、概要書は1ページ、補正予算書は11ページをお願いいたします。

一般管理費では、共済費につきまして、標準報酬の見直しにより共済費の増額、それから財産管理費では、町有施設の緊急修繕料の増額をそれぞれ措置いたしてあります。

それから、まちづくり推進費であります、先ほど町長の提案理由にもありましたが、セキュリティ対策の委託料の増額、それから地域情報化推進事業では、ゆめが丘団地住宅整備に係ります光ケーブルの増強工事に要する経費のほか、町内の告知端末機の新設・移設手数料の増額をそれぞれ措置いたしてあります。

次に、補正予算書では12ページでございます。

諸費につきましては、これも提案理由にもありましたが、事業主が大麻所持のため逮捕、起訴されたことを受けまして、鳥取県若者定住等による集落活性化補助総合対策事業費補助金交付決定が取り消されたことによりまして、補助金の返還金を、また町税の還付金及び国・県補助金額の確定によりまして、子育て支援交付金の返還金を措置してあります。

税務総務費では、人事異動に伴います人件費の減額でございます。

補正予算書は13ページでございます。概要書は同じく1ページです。

社会福祉総務費では、人事異動に伴います人件費の増額のほか、国民健康保険事業特別会計及び介護保険特別会計への繰出金を、それぞれ措置いたしてあります。

次に、補正予算書14ページでございます。概要書は1ページから2ページにわたります。

まず、子育て支援推進費につきましては、提案理由にもありました第2子保育料軽減措置によります、森のようちえん支援事業の補助金の増額。

それから保育園費につきましては、これも提案理由にもありましたが、平成29年3月末をもって閉園をいたします、諏訪保育園及びあたご保育園の閉園記念式典に係ります記念品のほか、新しい保育園への備品の移転等に要する経費を措置いたしております。

また、広域入所の委託料の増額、さらには芦津地内の地籍調査に基づきます、旧芦津保育園敷地内の個人名義の土地、この用地の購入費をそれぞれ措置いたしております。

補正予算書は15ページでございます。概要書は2ページをごらんください。

環境衛生費の火葬場管理事業では、火葬件数の増加見込みに伴います所要の経費を増額いたしております。

次に、農業振興費につきましては、農業団地センターのみそ加工機の購入に要する経費のほか、提案理由にもありましたが、がんばる農家プラン事業補助金として、トラクターの購入経費の助成を措置いたしております。

補正予算書は17ページ、概要書は同じく2ページでございます。

林業振興費では、これも提案理由にもありましたが、木育推進のためのウッドスタート宣言を行うこととし、これに要する経費のほか、緑の産業活力創生プロジェクト事業補助金として、智頭町森林組合が導入いたします、高性能林業機械の購入経費への助成、また林道費では、林道ニイボーキ線の舗装修繕工事に要する経費をそれぞれ措置いたしております。

商工振興費につきましては、これも提案理由にもありましたが、誘致企業の雇用拡大に伴います、旧山郷小学校の改修工事の増額、それから町内企業の設備投資に対する企業立地補助金、これが県のほうの補助対象ということで減額、また、町内の新規創業に要する補助金の増額をそれぞれ措置いたしております。

次に、補正予算書は18ページでございます。概要書は3ページでございます。

これも提案理由にもありましたが、土木総務費では、震災に強いまちづくり推進事業として、土砂災害特別警戒区域内において住宅の新築等を行う場合、建築構造の強化を図るための防護壁設置に要する経費の一部助成を、それから道路維持費では、ふれあい橋の手すり設置に要する経費のほか、道路台帳の修正委託料の増額、下水道事業費では、消費税及び地方消費税の増額に伴う、公共下水道事

業特別会計への繰出金の増額、防災費では、鳥取県中部地震等への災害対応のための時間外勤務手当の増額をそれぞれ措置いたしております。

それから、補正予算書19ページでございます。

事務局費では、これも提案理由にもありましたが、小中学校におけるネットワークシステムのセキュリティ対策に要する経費のほか、智頭中学校の仮設駐車場及び運動会の綱引き事故に関する訴訟の委託料、それから中学校教育振興費では、顕微鏡等の教材備品の購入に要する経費、こういったものをそれぞれ措置いたしております。

以上、一般会計の補正額合計は6,539万円の補正となっております。

なお、財源といたしましては、補正予算書の2ページでございます。分担金及び負担金から国庫支出金、県支出金、繰越金、町債をもって、措置いたしております。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 芦津の保育園のこの用地購入費ですが、地籍調査でわかったという話でしたが、これは以前から民有地があつて、何か話を聞くと、時には賃借料を払っていたというような話も聞きましたが、これは経過としていつごろからあそこの土地に、こういう民有地が入っていたのでしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖課長。

○教育課長（西沖和己） 議員ご指摘のありました、芦津の保育園用地であります。

これについて、以前は平成11年まで借地料を払っておったという経緯がございます。以後、今日地籍調査に至るまで、その使用料というものは払われずに今日に至っております。このたび、地籍調査によって改めて、保育園用地、町有地の中に個人の土地が存在しておることがわかったものですから、これの買収を図るということで予算計上しておるものでございます。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） あの土地は、保育園を建てたときじゃなしにもっとそれ

以前からですね、多分あれは小学校の跡地に保育園建てたということは、小学校の建てたときから、こういう状態だったということなんではないでしょうか。そこら辺どうでしょう。

○議長（酒本敏興） 西沖課長。

○教育課長（西沖和己） そのように言えると思っております。旧山形第二小学校当時から町の敷地内に、個人の土地が存在しておったというふうに認識しております。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 平成11年までは、それに対して借地料を払っていたということは、当然個人の土地があるという認識のもとにやってたということですね。それが、その11年以降はどういう理由かわからないけれど、借地料が払われていなかったと。改めて今回その土地を町のものにしたい。面積的にはこれはどのぐらいの面積でしょうか。

○議長（酒本敏興） 西沖課長。

○教育課長（西沖和己） 面積としましては、約970平米余りとなります。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。

7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 18ページ、土木総務費ですけど、差し支えなければ場所と事業の補助内容等がわかれば。

○議長（酒本敏興） 草刈課長。

○地域整備課長（草刈英人） これは、鳥取県知事が土砂災害特別警戒区域というものを指定するわけですが、いわゆるレッドゾーンと言われるものでございます。この中に新築または改築されて、その家を守るために強度のある防護壁、そういったものを設けた場合に一部助成をするということで、これは県単事業でございまして、助成率としたら半額程度ということになります。

○議長（酒本敏興） そのほかありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 14ページの、この森のようちえん支援事業補助金、第2子以降の保育料のことだと思うんですが、これは当然、森のようちえんに行っている智頭町在住の子どもに対してということではないでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

- 議長（酒本敏興） 西沖課長。
- 教育課長（西沖和己） 智頭町在住の対象者に限って、補助をするものである  
ということでございます。
- 議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。
- 8番（岸本眞一郎） 対象者は何名でしょうか。
- 議長（酒本敏興） 西沖教育課長。
- 教育課長（西沖和己） 9名というふうに把握しております。
- 議長（酒本敏興） ほかにありませんか。  
谷口雅人議員。
- 7番（谷口雅人） 14ページ、保育園費の委託料ですけれども、広域入所の現  
状はどういうふうになっておりますか。
- 議長（酒本敏興） 西沖課長。
- 教育課長（西沖和己） まず、このたび補正予算で計上しております額という  
のは、鳥取市内から町内に転入してきました児童が一人ございます。この児童が  
以前から鳥取市の幼稚園に通っておりました。これに対して、今補正予算で広域  
入所の経費を措置するものであります。
- さらに、現状といたしましては、合計2名の智頭町在住の対象児童が、鳥取市  
の私立幼稚園に通っておるということでございます。
- 議長（酒本敏興） そのほかありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 質疑なしと認めます。
- 日程第5、議案第102号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補  
正予算（第4号）の補足説明を求めます。
- 小谷福祉課参事。
- 福祉課参事（小谷いず美） 補正予算23ページをごらんください。
- 議案第102号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
4号）。
- 歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ4,948万2,000円を追加  
し、歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出予算それぞれ11億4,332万7,  
000円とするものです。
- 歳出につきましては、29ページをごらんください。

主なものとしましては、保険給付費では、給付見込み増に伴う増額を、支出金につきましては、療養給付費の額の確定に伴う返還金を計上しています。

財源につきましては、28ページをごらんください。

前期高齢者交付金、一般会計繰入金及び繰越金で措置しております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第103号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そうしますと、補正予算書の31ページをごらんいただきたいと思います。

議案第103号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入・歳出の予算の総額に、それぞれ236万4,000円を追加するものであります。

それでは、37ページをごらんいただきたいと思います。

歳出では、一般会計と同様に、共済費の増額のほか、先ほどの説明の中にもありましたが、中間申告支払額の確定に伴いまして、消費税及び地方消費税の増額措置をしております。

歳入につきましては、36ページのとおり、一般会計からの繰入金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。



日程第7、議案第104号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 補正予算書、39ページをごらんください。

議案第104号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入・歳出予算の総額に、それぞれ5万4,000円を追加するものであります。

それでは、45ページをごらんください。

歳出では、共済費の増額措置をしております。

歳入につきましては、44ページのとおり、一般会計からの繰入金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第105号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課参事。

○福祉課参事（小谷いず美） 補正予算書、47ページをごらんください。

議案第105号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）です。

歳入・歳出の予算の総額に、それぞれ37万2,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を10億6,144万5,000円とするものです。

歳出につきましては、54ページをごらんください。

主なものとしましては、地域支援事業の介護予防事業の二次予防の、ともに教室への対象者が増加したものに伴うものです。

財源につきましては、52ページをごらんください。

国・県支出基金、町、それぞれのルール分で措置しております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第106号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼します。それでは、補正予算書1ページをごらんください。

議案第106号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

内容としましては、水道事業費用170万円を増額いたします。

はぐっていただきまして、3ページをごらんください。

内容としましては、排水管修繕料に153万9,000円、法定福利費に6万1,000円、その他雑支出としまして10万円を増額いたします。これは、修繕料につきましては、前半、老朽管更新及び漏水修理が多かったものですので、その補正であります。その他の雑支出につきましては、消費税の支払いのときの端数処理に伴うものであります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第107号 平成28年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 議案第107号 平成28年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）。

2ページをごらんください。

これは、平成29年度からの債務負担行為について、期間及び限度額を定めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第108号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第108号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について。

続いて議案書の2ページ、そして議案説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の施行に伴いまして、新教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の免除について、条例で定めるものであります。したがって、説明資料にありますように、新教育長の勤務時間、そして休日、休暇等及び職務に専念する義務の免除については、以下のとおりでございます。

そして、職務に専念する義務の免除することができる事項につきましても、(ア)から(ウ)に掲載している事項を定めるということでございます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第109号 智頭町農業委員会の委員及び農地利用最適化推

進委員の定数に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

萩原農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（萩原 学） 議案書、3ページから4ページ及び議案説明資料1ページをごらんください。

議案第109号 智頭町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきまして、説明させていただきます。

このたびの条例は、昨年の農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の委員の公選制が、議会の合意を要する市町村長による専任制に改められ、委員の定数を地域の実情に応じて政令で定める基準に従い、条例で定める必要があること。また農業委員会の委員とは別に、現場活動を担うため、農地利用最適化推進委員が新設され、その定数に関して条例で定める必要があるため、このたび条例を新たに制定するものであります。

この条例に伴い、智頭町農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止することとなります。

なお、現在の農業委員16人の任期は、平成29年7月19日でありますので、このたびの条例は平成29年7月20日から施行するものであります。

また準備行為として、智頭町農業委員会の委員の任命及び智頭町農業農地利用最適化推進委員の委嘱のために必要な行為は、このたびの条例の施行前においても行うことができるとしております。

以上、議案109号につきましての説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、徳永英太郎議員

○9番（徳永英太郎） 農業委員会の委員と、それから農地利用最適化推進委員の、これの性格的な違いはどのようなものでしょうか。

○議長（酒本敏興） 萩原農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（萩原 学） まず、農業委員は今までと同じように、月1回の議会等に基づく提案事項等に、審議していただく委員ということでありませぬ。

今回新設された推進委員は、現地の農地を見ていただいて、それに伴い、内容

によりましたら議会等に出席していただいて、審議・議論して、議案等で進めていくということの内容であります。

以上です。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 私はこの農地利用最適化推進委員、この4名で智頭町内全域を担当するということになると思うんですが、そこら辺の区割りのなとか受け持ち分担的なものが、この4人の中で行われて、その農地の利用に対しての、いろんな提言を行ったりするということなんでしょうか。そこら辺どうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 萩原農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（萩原 学） ご指摘がありました、農地利用最適化推進委員ということで、定数の基準がありまして、その基準が農業委員会の区域内、町内になりますけども、農地面積のヘクタール当たりの数ということが基準がありまして、智頭町の場合には現地の台帳でいきますと、667ヘクタールということで、基準がありまして、本来なれば7名ということになりますけども、現状と精査しまして4名ということでしております。

一応区域がありますので、4名の区域は智頭・富沢を1名、土師・那岐を2名、山形・山郷を1名、計4名ということでやっています。

以上です。

○議長（酒本敏興） ほかに質疑はありませんか。

7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 関連してですけども、農業委員会には復元命令という強制力を持つわけですけど、その委員にはそういった権限はありますか、ありませんか。

○議長（酒本敏興） 萩原農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（萩原 学） あくまでも、農業委員のほうが議会等の発言権はありますが、議会に出席して意見を述べるということで、そういう範囲では権限というか発言権はあります。

○議長（酒本敏興） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第110号 智頭町税条例等の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） そういたしますと、議案の5ページをごらんいただきたいと思います。

議案第110号 智頭町税条例等の一部改正について。

それでは、議案説明資料概要の2ページをごらんいただきたいと思います。議案につきましては、6ページからであります。よろしく申し上げます。

この改正につきましては、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取決めが締結されたことを受けまして、外国居住者等の所得に対する相互主義による、所得税等の非課税等に関する法律等の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うとともに、公団のほうでは軽自動車税の環境性能割の減免規定を、鳥取県の規定と同一にするため、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案の6ページからですが、こちらのほうが二重課税の回避を措置するための取り決めでありまして、6ページからの改正条例第1号は、台湾在住の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当について、平成30年度から申告等に基づき、個人住民税の課税を行うものであります。

次に、議案の13ページからの改正条例第2条につきましては、鳥取県における自動車税の環境性能割の非課税の例及び課税免除の例、軽自動車税によりまして、軽自動車税の環境性能割を課さないものとする。また、同じく県条例の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免することにつきまして、所要の規定を整備するものであります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第111号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について

の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） それでは、議案16ページをごらんください。

議案第111号 これは、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案説明資料の2ページをごらんください。議案につきましては17ページからであります。

この改正は、先ほどの智頭町税条例等の一部改正と同様に、外国居住者等の所得に対する相互主義による、所得税等の非課税等に関する法律等の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであり、平成30年度の課税から、個人住民税で課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第112号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止についての補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） それでは、議案書20ページでございます。

議案第112号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について。

議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害補償等に関する事務につきまして、事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図るため、平成29年4月1日に新設されます、鳥取県町村総合事務組合において共同処理されることとなったため、平成29年3月末をもってこの条例を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第113号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同規約の変更についてから、日程第19、議案第116号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止についてまでの、4議案の補足説明を一括して求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) それでは、4議案の一括説明をさせていただきます。

まず、議案書の22ページでございます。

議案第113号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同規約の変更について。

22ページからですが、これは町村職員の退職手当組合共同処理する事務に、町村消防災害補償組合及び非常勤職員に対する公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する事務を統合し、事務及び財産の一切を継承するとともに、「鳥取県町村職員退職手当組合」を、「鳥取県町村総合事務組合」に名称変更し、規約の全部改正を行うものでございます。

内容につきましては、23ページから25ページが改正後の規約でございます。

25ページ、別表第1には、組合を組織する地方公共団体、それから別表第2には、共同処理する、先ほど説明いたしました事務の内容を掲げております。

次に、議案書26ページをごらんください。

議案第114号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散について。

これは、退職手当組合に事務を統合するために、解散をするものでございます。

続きまして、27ページでございます。

議案第115号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分について。

解散に伴います財産の一切を、鳥取県町村総合事務組合に帰属させるために、財産処分を行うものでございます。

最後に、28ページをごらんください。



議案第116号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止につきましては、29年4月1日に新設されます、鳥取県町村総合事務組合において、公務災害補償等の事務を行うこととなったことに伴いまして、この事務を町村総合事務組合に引き継ぎ、財産を帰属させるために廃止を行うというものでございます。

以上、4議案一括の説明でございました。以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第117号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての補足説明を求めます。

河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 議案書29ページをごらんください。

議案第117号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について。

はぐっていただきまして、30、31ページでございます。

3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進のもとに、公共駐車場の整備を加えるものでございます。

1ページはぐっていただきまして、32ページ、33ページでございますが、地域文化の振興等のところに、智頭町百業学校の事業を加えるものでございます。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） この利便性向上のための、公共的な駐車場の整備を検討するとしていますが、大体どういうところを想定した駐車場でしょうか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 現在考えておりますのは、線路向こうの町有地の整備を考えております。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。  
○8番（岸本眞一郎） 済みません、ちょっと聞きにくかったもので、再度答えていただけますか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 駅裏でございますが、駅裏に町有地がございます、鉄道との平行のところですね。ここの整備を現在考えておるということでございます。

○議長（酒本敏興） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第118号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

岡田地籍調査課長。

○地籍調査課長（岡田光弘） 議案第118号 字の区域の変更についてでございます。

議案書34ページから36ページ、説明資料は4ページになります。

こちらにつきましては、平成28年7月に実施いたしました地籍調査事業の、大字西谷地区の一部、計画面積0.94平方キロメートルの1筆調査を実施した成果により変更を行うものでございます。

なお、変更の日は国土調査法の規定による認証の日でございます。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第119号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

岡田地籍調査課長。

○地籍調査課長（岡田光弘） 議案書37ページから39ページをごらんください。

議案第119号 字の区域の変更についてでございます。

説明資料、同じく4ページでございます。

こちらは、平成28年6月に実施いたしました地籍調査事業の、大字芦津地区の一部、計画面積1.36平方キロメートルの1筆調査を実施した成果により、変更するものでございます。

なお、変更の日は国土調査法の規定による認証の日でございます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第120号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

岡田地籍調査課長。

○地籍調査課長（岡田光弘） 議案第120号 字の区域の変更についてでございます。

議案書、40ページから41ページ、説明資料は5ページになります。

平成28年6月から9月までの間に実施いたしました地籍調査事業の、大字野原及び真鹿野地区の一部、計画面積1.01平方キロメートルの1筆調査を実施した成果による変更でございます。

変更の日は、国土調査法の規定による認証の日でございます。

以上でございます。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

各委員会審査等のため、12月10日から12月11日までの2日間及び12月13日から12月15日までの3日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、12月10日から12月11日までの2日間及び12月13日から12月15日までの3日間を休会とします。

来る12月12日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、審査をお願いします。

また、12月16日は本会議を開き、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成28年12月9日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 岸 本 眞 一 郎

智頭町議会議員 徳 永 英 太 郎

# 第4回智頭町議会定例会会議録

平成28年12月12日

(第2日)

智 頭 町 議 会



## 第4回智頭町議会定例会会議録

平成28年12月12日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 一般質問

### 1. 会議に出席した議員（11名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 河村 仁志  | 2番 高橋 達也   |
| 4番 岩本 富美男 | 5番 中野 ゆかり  |
| 6番 平尾 節世  | 7番 谷口 雅人   |
| 8番 岸本 眞一郎 | 9番 徳永 英太郎  |
| 10番 石谷 政輝 | 11番 大河原 昭洋 |
| 12番 酒本 敏興 |            |

### 1. 会議に欠席した議員（1名）

- 3番 大藤 克紀

### 1. 会議に出席した説明員（16名）

- |   |   |        |       |       |   |      |       |
|---|---|--------|-------|-------|---|------|-------|
| 町 | 長 | 寺谷 誠一郎 |       |       |   |      |       |
| 副 | 町 | 長      | 金児 英夫 |       |   |      |       |
| 教 | 育 | 長      | 長石 彰祐 |       |   |      |       |
| 病 | 院 | 事      | 業     | 管     | 理 | 者    | 安藤 嘉美 |
| 総 | 務 | 課      | 長     | 葉狩 一樹 |   |      |       |
| 企 | 画 | 課      | 長     | 河村 実則 |   |      |       |
| 税 | 務 | 住      | 民     | 課     | 長 | 矢部 整 |       |
| 教 | 育 | 課      | 長     | 西沖 和己 |   |      |       |



地域整備課長	草刈英人
山村再生課長	山本進
地籍調査課長	岡田光弘
会計課長	矢部久美子
税務住民課参事兼水道課長	藤森啓次
福祉課参事	江口礼子
福祉課参事	小谷いづ美
病院事務次長	寺谷和幸

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事務局長	寺坂英之
書記	塚越奈緒子
書記	大藤翔太

開会 午前 9時00分

開会 あいさつ

- 議長（酒本敏興） ただいまの出席議員は11名です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、石谷政輝議員、  
1番、河村仁志議員を指名します。

日程第2. 一般質問

- 議長（酒本敏興） 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、お手元に配付しているとおりで。

なお、一般質問は、会議規則第61条第4項の規定により、一問一答方式により、質問、答弁を合わせて40分以内としております。

それでは、受け付け順に、これより順次行います。

初めに、石谷政輝議員の質問を許します。

10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） おはようございます。差別解消に向けた今後の取り組みについてお尋ねをします。

まず初めに、去る10月21日鳥取県中部を襲った震度6弱の地震は、県中部を中心に大きな傷跡を残しました。県や国の支援も始まっていますが、再建のめどが立たない建築物等も多いとの報道が連日なされています。

日常生活を少しずつ取り戻しつつある方、これからの被害の復旧に向けて計画されている方もあれば、今なお避難生活を送っている方々、今後の仕事や生活の再建に向けて悩まれている方々も多くいるとのこと。

被災された方それぞれの状況はさまざまですが、皆様にお見舞いを申し上げるとともに今後の復興に向けた末永い支援や取り組みを望み、また自分もその中の一人として支援していきたいと思えます。

さて、私は以前から差別解消に向けた今後の取り組みを町長にのる申し上げ、また町長も同じ思いの中から差別のないまちづくりを推進してこられました。

一方、国においても2年前に障がい者差別禁止法が施行され、またヘイトスピーチに対しても解消法ができ、そして部落差別に対する解消法も衆議院を通過し、参議院へと送られているところです。

さまざまな差別や人権侵害に対する法律が少しずつ整備されてきてはいますが、現代社会で次に大きな問題として上がることの一つとして、インターネットの悪用があると思えます。

インターネットが普及してからは情報量が豊富となり、またさまざまな利用の仕方によって非常に便利なツールとして、手放せないものとなっています。しかしその反面、相手の顔が見えないことを利用して悪質な犯罪も後を絶ちません。

そして、誰かを誹謗中傷したり、明らかな差別書き込みや人権侵害につながる書き込みが日々行われています。私はネットが余り得意ではありませんし利用することも少ないのですが、そのような書き込みがあることを知るたびに、腹立た

しさとやりきれなさが込み上げてきます。

誰が書いたのかわからないので、見聞きすればするほど余計嫌な気持ちに大抵の人がなるのではないのでしょうか。言葉は簡単に人を勇気づけ、喜ばせることもでき、また反対に簡単に心を傷つけ、心を壊すことまでできる凶器でもあります。

本来人間がもつ温かさや人と人とのつながりが希薄になり、自分のストレスを解消できないためか、そのような場所にストレスをぶつけているような気がします。

便利な世の中になった反面、何をするにも人権感覚がさらに必要ではないかと考えますが、そこに使うものが追いついていないというのか、便利なことや目先の利益にとらわれて、何か問題が起きてから対処しようとする傾向が強くなってきているのかはわかりませんが、目に見えにくい人権教育や人権意識を日々積み重ねることや、今起きている問題を知り、考えることが後回しになっている傾向が確実にあると思います。

智頭町におきましては、人を大切にすること深い思いをもった町民憲章を掲げています。私はとても意義のあることだと思いますが、それが絵に描いたもちになってしまうようでは何にもなりません。

憲章でうたっていることを具体化していくことによって憲章もいかされてくるのだと思います。そこで、町独自の人を大切にすると条例や仕組みを時間がかかってもつくっていただき、町民がますます安心して生活できるようになってほしいと願うところですが、町長の見解はいかがでしょうか。

後は、質問席にて行いたいと思います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 石谷議員の差別解消に向けた今後の取り組みというご質問であります。今ご質問いただきました議員と非常に重複する部分があるかと思えますけれども、答えさせていただきます。

これまでの長年にわたるさまざまな「人権・同和問題」の取り組みにもかかわらず、いまだに後を絶たない悪質な差別落書きや投書などを初め、最近ではインターネットの普及により、私たちの生活は便利になった半面、インターネットの特性を悪用した、プライバシーの侵害、誹謗中傷、名誉毀損、個人情報の流出、匿名によるインターネット上の心ない差別書き込みなど、さまざまな人権にかかわる事件が発生しており、大きな社会問題となっていることは言うまでもありま

せん。

インターネットでの人権侵害は、他のメディアなどと異なり、掲示板で簡単に「匿名」で記載できることや、一度書き込まれた内容がすぐに広まってしまうため被害が急速に拡大すること、それからサイト管理者がわからず削除が難しい場合があること、情報のコピーが流出し、その全てに対処することが困難なことが特徴として挙げられます。

このような状況に対処するには、住民一人一人がインターネットの特徴をよく理解するとともに、インターネットには必ず現実の「人」が関与していることを考慮し、人権に配慮した利用を心がけることが大切であると考えます。また、悪質な書き込みなどについては、プロバイダ責任制限法に基づき、プロバイダに対して削除請求するなど、既存の法律で対応することも可能ですが、個人が削除要請を求めることは困難であると推測されます。

このような中、今国会におきまして、今なお部落差別が存在し、かつインターネットなど情報化の進展により、部落差別が新たな状況にあることを踏まえて、部落差別のない社会を実現するため、「部落差別解消推進法」が可決、成立し、人権の法制度確立に向け大きく前進しましたが、引き続き人権侵害に対する迅速な救済を図るためにも、「人権侵害救済法」及び「差別禁止法」など、早急に実効性のある法律の整備に向け、関係機関に要請してまいります。

議員のご指摘の町独自の条例といたしますか、町独自の条例あるいは考え方について、このような国の情勢や、他の地方自治体でも未制定の状況などを勘案し、現在制定することは考えておりませんが、本町ではまず、毎月実施しております人権特設相談の周知を図るとともに、今後町民の方からの相談窓口を設置し、人権擁護機関である鳥取地方法務局及び本町の人権擁護委員と連携しながら、人権侵害に対する相談への対応やプロバイダへの削除要請など、被害者の人権擁護に努めていきたいとこのように考えておりますが、恐らく議員がおっしゃりたいのは、町独自のそういう何か条例的なものはというようなお考えかと推察いたします。ということで、こういうお答えにいたしました。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 先ほど町長が答弁で申し上げたとおりでして、先週の金曜日ですか、参議院のほうは無事通過したということで連絡を受けているところであります。

さて、12月4日の新聞、日本海新聞に「僕は生きる決めた」というような記事が書かれていました。これは、福島から横浜のほうに一家が住んだときの話でございますけど、その中の一部を読ませていただきたいと思います。

「3人からお金をもってこいと言われた。すっごいいらいらと悔しさがあつたけど、抵抗できませんでした。」と。そして何度も言われるままにその行為を繰り返して、心が病んでいくわけですね。そのようなことが書かれていました。でもその子の思いは、福島では大きな被災があり、僕は大勢がなくなっていったから僕はいきるんだというようなことが書かれていました。本当に勇気のある子だなと思ったんですけども、これが風評被害のもとになってこういうことが生まれとるといようなことがあるんですね。そして、一日前には新潟のほうでも小学校4年生の子が同じようなことにあっていると。私はこれは表に出たのが一つや二つであって、まだまだたくさんあると思ってるんです。全国的に見ましても、このようなことが大変多くあろうかと思えますけども、町長その辺の見解はいかがお考えでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） まさにおっしゃるとおりで、横浜そして新潟。私もテレビで横浜の教育長、あれは女性だったと思えますけども、こんなことを私が答えなきゃだめなんですかということをしてテレビにくっついてかかっておられましたけども、唾然といたしました。子どもがSOSを出しておるにもかかわらず、その学校あるいは恐らく校長さん自身も自分の身をかばうのが精いっぱい、ああいう方が周りにいるということは正直信じられない思いがいたしました。

差別解消といいながらも、やっぱりどこか大人のそういう校長さんであろうが教育長であろうが、横浜市であろうが、やっぱり自分はやっていないと言いながらもどこかそういう悲しい部分が気持ちの中に残っておるとい、これは目に見えない、いつも私言っておりますけども、自分は差別なんかしていない。私は絶対あり得ないと言いながらも人の心を見ることはできない。これがいわゆる寂しいことだと思えます。

そういった意味で、議員がおっしゃる本当に、どういうんでしょうね。その教育者がああいうことですから、もう一回、もう一回国のただあの形だけの法律云々でなくて、もう本当にこうゼロからというそういうことに立ち上がらないと。これを契機にやっぱりそういう差別というのを国民の多くの人が感じた

と思いますんで、そういうことも含めてもう一回原点からというようなそういう感じがいたしました。

以上です。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 町長の言いたいのは人と人とのつながりがいま一度原点にかえってというふうにも、私は捉えることができましたと思います。

これ書いてなかったですけど、教育長のほうはこの言葉を聞いて私の質問ですね。どういうふうな思いがあるか、ちょっとだけでもよろしいですので答えていただけましたら。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 私も新潟の件、また横浜の件、存じ上げておりますし、一昨日新潟ではまた高校生が残念な結果になっております。

私たちがお預かりしている智頭の子どもたち、特に小学校、中学校におきましては、落ちついて学校に通っておりますし、仲もいいという状況ではあります。ささいないざごさはございます。いざごさはありますけども、小学校2件、中学校1件ということできさいなことであっても、いじめとして取り扱い、子どもたちまた保護者を呼んで仕切り直しというんですか、事の発端は何なのかというスタートの時点から両者が認識してそういうような体制で臨んでいるところであります。また、やっぱり子どもたちには強い心を育成するというのも大切かと思っておりますので、そちらのほうにも力を入れていきたいと考えています。

以上です。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） ありがとうございます。大変いい参考になる意見を聞かせていただいたと思いますし、またそれに邁進してほしいと思っております。

さて、最後、町長にお尋ねしますけども、やまさとというんですかこれは。インターネットのページの中にあつたんですけど。この中の文章に、議会の中の部分でいいますと、「町会議員の中には、お金をもらった。私にはお金がこなかった。などと話すものもいるようだ」というような文言が書かれていました。とても残念な思いがしております。ここの部分だけでいいますと、ほかにもたくさんあるんですけども、私は議員全員に、こんなことしとるもんおるんかと聞きたくもない言いたくもないようなことを質問させていただき、全員の議員がそんなこ

とをしていないと言葉をいただきました。このようなことを書かれたということは非常に残念でなりませんし、してないことをさもしとるようにこうやられとるわけですね。そして、この中でも、通りかかっている、人が話をしとるときに通  
りかかったと。これ本当なんですかと。その人は誰なんだというようなことが、  
智頭ではこれだけ人権のことを一生懸命、執行部の皆さんとともにこうやってい  
い行政目指してまいってきとる中にこんなことが書かれるということは、非常に  
残念な思いがしますけども、町長この部分だけ聞いてていかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） このインターネットというのは、今答弁しましたように、  
本当に誹謗中傷というそういうことを書けば知らない人はすぐ信じちゃうわけ  
ですね。

おっしゃるように、今議員がおっしゃいましたけども、議員の中でもらったら  
しいとか、まだ来ないらしいとかそういうことをおっしゃっておりますが、そう  
いうことはあり得ないわけでありまして、非常に時代おくれ的な感覚だなと私は  
そう思います。そういうことで通りかかった人たちが、智頭町の中でたまたま通  
りかかったら、そういう人たちがそういう話を実際してるんでしょうか。これが  
インターネットの悩ましいところでありまして、いかにもというようなことですが、  
正直言いまして余りレベルが高くない、そういうインターネットではなかろ  
うかなと思いますんで、本当にそういうことを思っただけなら、堂々と  
インターネットを使わないで議員の皆さんに追及されるとか、そういうことをや  
られるのが筋だと思いますし、通りかかって云々かんぬんありもしないような現  
実離れしたようなことをおっしゃられてもという、そういうことがいかに心のど  
こかで差別につながってくるんでしょうね。私は何か寂しい思いがいたします。

以上です。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 国内においては先ほど申したようなことが起きておりま  
すし、またこの町内ですね。町内のことがこのように書かれるというのは、非常  
に私も残念でなりません。後のちょっと読んでみますと、9月の町議会で町会議  
員がどんな質問をするのか楽しみだと。まるで挑戦状ですね。その後、だから  
私が選挙に出たのでしょと言いたかったのですがと書いてあります。私これ、選  
挙ですから、勝つ人もおれば負ける人もおると。けども、自分の思いが通らな

んだから、何かそういうようなふうにもとれるんです。自分としては。ですから、できるならこんなことはやめてほしいと。もっともっと智頭のまちのいい意味の宣伝をしていただきたいと。本人はこれがいい意味と思っとるかもわかりませんが、こんなん一つも心があつたまるという人は一人もいないと思うんです。

それと、各内容についてその、人が言っていたとか、何とか言っていて人のせいにしてるでしょ。こういうところがある限り、やっぱり条例か何かをつくってきちんとやっていかないと、なかなかできないと。特にこの町内の中にも学識経験者の方もかなりいると思っておるわけなんですけども、そういうような方を集めてというのも、私はこれ画期的なことじゃなかろうかなというような、一つの思いとしておるんですけど、町長は先ほどの答弁でやはりまだ県のほうとか、ほかの町村とことかを鑑みて行いたいというような思いでしたけども、誰かが始めていかないと絵に描いたもちになるというのが私の思いなんです。ですから、熱い思いを1年前にも言わせていただいたんですけども、再度言わせていただいているところなんですけども、いかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 恐らく議員がおっしゃってる方は大体見当がつきます。そういった中で選挙という、6月に選挙がありましたんで、私を支持してくださる方、あるいは反寺谷という図式、これは仕方がないことでありますが、寺谷、私自身をよく思っていない方たちにとっては、何としてでも町長の座にはおもしろくないと。そういうことになりますと、そこに中傷・誹謗というものが入って、まち全体をよくするとか、何とかこうしなきゃいかんとかそういうことを逸脱して、今度は個人攻撃と、挙句の果ては今議員がおっしゃったように、議会議員の皆さんも巻き添えにして、あのそういう文章を読んだ方は恐らく、恐らくそういうことが行われているであろうというのが先入観で入っちゃうわけですね。そうすると智頭町のレベルというのはどーんと低くなってくる。そういう面では非常に寂しいというか大人げないというか、非常に残念であるというしかありませんが、そういう方もいらっしゃるということを勉強しながら、粛々とこのまちづくり、いい少しでもいいまちづくりに邁進するのが後々理解していただくことじゃないかなと、このように感じます。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 冒頭のほうの文章を見ますと、執行部に対してか町長に



対してかわからないですけども、もっとひどい文章が書いてあるわけなんですね。こんなの見て、先ほど町長が申したとおりでありまして、誰も喜ぶものもないし、腹いせにというのがね、とても情けないんです。

そして、これは私は、智頭町の中のまだほかにもあるんじゃないかなと思うところなんです。ですので、智頭独自の条例を、学識経験者もたくさんおられると思いますんで、これができたら町長、画期的なことだと思うんです。そのところを踏んでいただきたいのが私の思いでございまして、答弁は要りませんので、次の質問に時間の都合上入りたいと思います。

次は、鳥獣対策についてであります。

今日まで、鹿、イノシシを中心に、頭数を減らしていく方法で進められていますが、近年は外来種であるハクビシン、ヌートリアなどが数多く目撃されて稲などに被害も出てきています。

また川においては、誰が放流したのか、外来種のブラウントラフトという魚まで出てきて、生態系に異変を感じています。ブラウントラフトに対しては、3年計画で絶滅させるための努力をしているところではありますが、このように田舎の山、川は昔と完全にかわってきているように感じているのは、私だけでしょうか。町長の見解をお聞きします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 鳥獣被害ということではありますが、この鳥獣による農作物等への被害は、本当に日本国全体に山村社会における就農や暮らしに大きな影響を及ぼし、深刻な問題であると思っております。

とりわけ近年には、ニホンジカによる被害が顕著であって、個体数を減らす対策として猟友会と連携した有害鳥獣保護から、侵入を防ぐ対策として侵入防止柵の設置を進めておると。これは全国的なことでありまして、非常に悩ましいということに尽きないと思います。

個体数を減らす対策については、従前からの対策に加えて、昨年から「認定鳥獣捕獲等事業」により、県下では広域的なニホンジカの確保が進められているところ。有害鳥獣確保の担い手であるハンターの確保や養成が課題であると認識しております。今後も県と連携しながら推進していきたいとこのように考えております。

いずれにしましても、この鳥獣被害というのは、農家にとってもあるいは山林

にとっても非常に悩ましいということに尽きますので、これからも手を緩めないで鳥獣被害対策の推進に努めていきたいとこのように考えております。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 従来のものについては、町長そのとおりでよろしいかと思うんですけども、ヌートリアがまた出てきて新たな被害と。このヌートリアというのは聞きますところによりますと、年に3回子どもを産むそうです。繁殖がいかにもすごいということがそれでも読み取れるんじゃないかなと思うんですけど、また日本古来の狸も、ハクビシンのほうが強いそうです。こっちのほうにとってかわられて、あいの子やそんなハクビシン系統のほうが強くなってきているというような現状あるそうなんですけど。

そういうところを鑑みてみますと、本当に昔というか、以前というか、完全に変わってきているわけなんですね。川にしてもそうなんです。ここで本当に、県との協議もあるでしょうし、なかなか難しい点もあろうかと思うんですけども、こころのところをいま一度考えていかないといけないし、さらには、野良猫がふえとる地域がありまして、その野良猫がふえとる地域が頭を悩ましてきたところが、そこにキツネが出てきて猫くわえて山にもってかえるというような、これはいいことなのか悪いことなのか私にはよくわかりませんが、いい面と悪い面があるんでしょうけども、やはり異常が起きてるとするのは事実だと思うんです。ですから、異常を正常に戻してほしいというのが思いや願いの一つなんですけども、このことについて答弁をお願いします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） おっしゃるとおり、山も川も田んぼも畑も以前と違って、何かこう正直、他の動物たちに荒らされ、そういう状況になってきたことは事実であります。これもよくよく考えてみれば、山の形態が違ってきたり動物が住みにくくなったそういう状況も確かにあろうかと思えます。これも動物だけじゃなくて人間がある程度関与した問題もあろうかと思えますが、このヌートリアにつきましては、いわゆる日本にはいなかった。これはもう当然外来。これは南アメリカ原産で、以前は毛皮を取るためにかわれておった。これが日本に来て野性化して被害が出てき始めた。

本町においても、近年の捕獲数は10頭以下にとどまっておりますけども、主に今年は土師川周辺での目撃や農作物被害の情報が多く寄せられるようになり、

今後の被害拡大について危惧しております。こういった状況を踏まえて、被害が深刻化する前の対策について、来年度からはさらに力を入れてこの問題に取り組んでいきたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 以前はヌートリアにしましても、これは町長が申したとおりであってるんですけど、毛皮と肉を食料にするんだというような目的で日本に入れたそうです。私の聞いたところによりますと。それがだんだんと広がってきて今の現状になっていると。そして、岡山県のほうにいくと以前は見られていたんですけど、智頭では見られなかったんです。これがここ最近なんですね。一気に見えてきて被害が出たというような話を聞きだしたところが、土師川、千代川まだほかの川からも目撃されたというようなことに今なってるわけなんです。

幾らとっても年に3回子を産むということになってきますと、なかなかいたちごっこになってくるんじゃないかなろうかと。本当は絶滅させてほしいんですけども、なかなかそういうわけにもいかないというのが思いの中ではあるわけなんですけども。しかしながら、被害に遭われた方にとっては、とても深刻な問題だと思っているんです。そういうところを考えてみますと、やっぱり県と一つになって、これは智頭町だけの問題じゃなかろうかと思ってますんで、もっと今後に向けた何かこう新しい対策を考えていただきたいと、そのための申しわけないですけど、答弁がいただけたら幸いかと思っております。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 先ほど申しましたように、この鹿の問題も、以前は林野庁が管轄しておったと聞いております。ところが、いつの日かちょっと忘れましたが、環境省が鳥獣のエリアを管轄すると。そのときにメスジカを殺してはならないというようなことがずっと以前にあったそうであります。で、一挙に膨らんできた。そういう中で、この鹿にしましてもイノシシにしましても熊にしましても、全ての動物がやっぱり生きていくという中でそれぞれのエリアを保っていくのが崩壊したと。

でありますから、これはただ町だけの問題でなくて、本義で国を挙げて九州から北海道まで国を挙げてのまず施策、そして、それを県に下ろして、そして県が町にという、国・県・町これが全てをタグを組みながら本当に生態系をどうす

るかという問題から入って、またもとの昔のそれぞれが平和な動物は動物らしくいきられると、また農作物は本当に危険なくしてつくれるような、林業にしてもそうです。そういう社会をまず国が本義で施策というものを出して、ただお金で解決だけではできないと思いますので、そういった面でも県・国に要望を上げていきたいとこのように思います。

以上です。

○議長（酒本敏興） 10番、石谷政輝議員。

○10番（石谷政輝） 大変温かい言葉をいただきました。この言葉をいただいた限りは、町長ぜひともこの運営のことを前進させていただきたいと、私はそのように思います。私もきつい言葉も町長に申しました。それは絵に描いたもちにならないようにということなんですけど、やはり町長はトップですので、言った限りには智頭町のそういう願いや思いを遂げていただきたいということを申し上げまして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（酒本敏興） 以上で、石谷政輝議員の質問を終わります。

次に、平尾節世議員の質問を許します。

6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 現在の日本社会には、若者の晩婚化と未婚者の増加という大きな課題があります。先日もメディアで、20代の若者の間で、現在つき合っている相手のいない人は、男性で70%、女性で60%との調査結果を発表していました。加えて、将来にわたり結婚しなくてもよいと思っている人が、30%もいるそうです。20代の調査ですから、30代、40代になれば考え方もかわってくるかもしれませんが、別の調査でも、独身者の85%はいつか結婚したいとは思っているが、積極的につき合う相手を探す行動を起こしていないそうです。このような状況は、未来の社会を考えたとき、手をこまねいているわけにはいかない現状です。

智頭町においても未婚の若者は多く、人口減少社会の中にあって、これに拍車をかけているように思います。私は、この状況は智頭町にとって喫緊の課題だと考えます。そして、このような社会全体の課題だけではなく、できればパートナーと人生をともにすることで、若者たちに豊かで幸せな一生を送ってもらいたいと、人生の経験者として思っております。

このような中、智頭町で今年策定された智頭町総合戦略アクションプログラム

には、将来像の実現に向けた施策の一つとして、出会いの場「恋活」が上げられています。しかし、現在のところ目に見える事業は実施されているように思えません。また、5年間の目標は立てられていますが、年度ごとに何を実施するのかという目標もありません。今後、行政として具体的にはどのような施策を考えているのか町長にお尋ねをいたします。

以後は、質問席で行います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 平尾議員の出会いの場「恋活」について、お答えいたします。

総合戦略策定の基本的な考え方として、急激な少子高齢化の進展に伴う地方の人口減少に歯どめをかけるとともに、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを喫緊の課題としております。

近年、少子高齢化の進行が加速する中、全国的傾向として、未婚化、晩婚化が進行し、明確な数値はないものの、本町においてもこの傾向にあることは認識しております。

その要因として、結婚に対する意識の低下と出会いの機会が少ないなどの原因があり、本町でも、四つ葉のクローバーの皆さんや、いざなぎ振興協議会の皆さんが、出会いの機会を提供するイベントに積極的に取り組んでいただいているところであります。

議員がおっしゃるように、総合戦略のアクションプログラムに、将来像の実現に向けた施策の一つとして、豊かな自然の中で、出会いの場として「恋活」を掲げております。本町で出会い、後に結婚に至ることにより、本町が思い出の場となり、ふるさとになることで、移住者の増加を目指しているところであります。

具体的には、いざなぎ振興協議会の「本気の婚活」や、四つ葉のクローバーの会が取り組んでいらっしゃいます婚活イベントの前後に、恋愛等に関するセミナーを開催し、参加者に対して、おせっかいになるような事まで学習していただく「おせっ恋セミナー」、これはおせっかいと恋をかけて「おせっ恋セミナー」を職員のプロジェクトチームで検討することとしております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 確かに町長がおっしゃったように、そのようにこのアクシ

ョンプログラムには書いてはありますが、その「おせっ恋セミナー」なんですけど、どうやったら相手に好感触を与えることができるかや、人が恋に落ちてから結婚に至るまでを「おせっ恋セミナー」でサポートするとなっておりますけれども、先ほどプロジェクトチームをつくってとはおっしゃってございましたけれども、そのセミナーがされた、されたんですか。何かされた様子は。あの。検討なんですか。いや、検討というのではとても何か、町長も先ほど喫緊の課題だと思っておりますと言われましたけども、もう1年もたちますのに喫緊の課題を検討、いつまでも検討しててもいけないと思います。それから、それをプロジェクトチームでいつごろに大体実施される予定なんですか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） この問題は、一夜にして成就できるものではないというなかなか難しい問題であることは事実であります。要するに、男性と女性が結ばれる。人間同士が結ばれるということに対しては、非常に慎重な部分も大事でしょうし、一時はやってございました出会い、できちゃった結婚的なこともあるでしょうけども、なかなか難しい問題。

そういう中で、町が全く無視してということにはやはりしてはいけないと。なかなか難しい問題ですけども、やはりこの問題を避けて通れないという気持ちは十二分に持っております。でありますから、今言いましたように「おせっ恋セミナー」というようなものを職員のプロジェクトチームで検討する、これ検討することとこれからやるわけでありましてけども、いろんな角度から、少しでもそういういい状況が生まれるように、そういう努力はしていかなきゃいかん。ただ、それをやってじゃあ結果が全然見えないじゃないかと言われますと、なかなかつらい部分があることも事実であります。

そういった中で、これは参考でありますけども、確かにそうですね、平成17年は40件ほどありました。ところが10年たって平成27年は22件。やっぱりこれだけ10年間のうちにその結婚されたのが少なくなっておるということの現状を見れば、これは本当に何とかしなきゃいかんという思いにかられることも事実であります。そういった意味で、今申しましたように、平尾議員がリーダーシップをとっていらっしゃる四つ葉のクローバーの会とか、あるいは、いざなぎ振興協議会が主催しておられます「本気の婚活」等々、こういう民間の皆さんが一生懸命頑張っていただけるということもやはりどうしても大事になっ

てくる。ただ、役場が知らんぷりをしてるわけではなく、当然そういう町民の方が頑張っていたくのに、我々も一緒になって輪に入ってやるということであろうかと思います。そういった意味で、まだまだいろんな戦略があると思いますんで、またそういういい戦略があればどんどん教えていただいて、町も積極的にそういうチャレンジをするということであろうかと思います。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 先ほど町長もおっしゃいましたように、四つ葉のクローバー現在8人のメンバーでやっております。私たちも病むに病まれぬ気持ちでもう何か焦っておりますけども、現実問題、なかなかそんなにとんとんとんとお相手が見つかるという状況ではありません。先ほども申し上げましたように、若者たちが積極的に相手を探そうというふうになかなかしてくれないんですよ。そういう中であっても、現在私たちがお世話をさせていただいた中でも、今2組真剣につき合っているらしいです。結婚まで至るかどうかはわかりませんが、報告をしていただいていますし、いい状況ではないんじゃないかなと思っております。

それから婚活イベントだけではなくて、もうこれではとても追いつかない、追いつかないというかこれだけでは十分じゃないなという気がして、一対一のお世話というのも最近、すごく積極的にというんではないんですけども、取り組んだりしております。そういう中であっても、町長先ほど「本気の婚活」とか四つ葉のクローバーとかと一緒にとおっしゃいましたけれども、やっぱりここまできたら、民間をちょっと後押しという程度では私は済まないんじゃないかと思うんです。本気で取り組んでいただかないと、何か智頭町の将来に非常に不安を覚えます。

11月に議員研修で視察にいかせていただきました東京都の奥多摩町では、交流の場事業というので、友人たちとの交流や仲間づくりの機会が少なくなっている若者たちに集いの場を提供されていました。これは、集いの場というので婚活とはまたちょっとそれより一歩手前のシステムではないかと思うんですけども、これは以前から私が強く訴えている青年団にも通じるのではないかなと思えました。また、ふれあいサポートセンターというのを設置されて、ここに登録すると、年に数回行われるイベントの案内がされ、専門のコーディネーターを配置

してパートナーづくりを支援されていました。これは本当に結婚に向けてのシステムだと思います。加えて、おせっかい支援員が設置され、町内に居住する未婚の男女に情報提供や婚活事業の推進もされていました。

また、岡山県の美咲町には、ちょっと情報を得たものですから、企画課長にお願いをして一緒に研修に行ったのですが、まちづくり課の中に結婚推進担当の職員を配置して、美咲マリッジトータルサポート事業というのをされているそうです。さまざまな特色のある形の婚活イベントをされておりました。

両町ともに、若者定住につながるこの課題に本気で取り組んでいる姿勢が見られました。智頭町では、町長、喫緊の課題と言われながらそこまで本気に行政が取り組んでいるというふうに私には現在感じられておりません。智頭町でも、企画課で担当はしてくださってるし、それから私たちがお願いをすれば企画課長も快く連れて行ってはいただけましたけれども、やはり一生懸命それを担当にする職員が必要なんじゃないかなと思っておりますけれども、町長お考えはいかがでしょう。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） その前に、まず、なぜこういうことになってしまったか。

以前は、昔は非常に結婚率が高かったということですね。なぜ現代においてこういう現状が出てきたか。これは一つには世の中の流れなんでしょうけども、昔は男性が働いて女性は家事をするというような、そういう昔の世界。そのときに弱い立場の女性は、言い方がどうかと思いますけれども、結婚をしないと食べていけないという昔の状況があったと。ところが、今現代は、男女平等ということで女性もどんどん企業に進出し、男性と同じようにパワーアップして世の中で活躍しておられると。そうなりますと、結婚というのは、やっぱり皆さん結婚しなくても自分で十分食べていける、自分で十分生活していけるということが現代にしみついて、そしてこの結婚しないのがふえてきた。確かこれ本か何かで、テレビか何か本か何かで私も読んだか見たかしましたけども、確かにそういう世の中の変遷があるわけですね。

そういう変遷をたどって、今結婚なかなかする人がいない、じゃあどうするかということでもあります。これは当然、おっしゃるように役場がそれは知りませんというわけに行きません。どの町も全国的にこの問題に困窮してるわけですから、手をかえ品をかえというテーマでやっておられると思います。本町においても、



今言いましたように、民間の方がやられることには本当に後押し、また役場内でも、今言いましたようなそういうプロジェクトをつくって、実際にそういうそのことをやってみよう等々そういう思いできておるわけであります。いかんせん、幾ら頑張っても相手は心ある男性・女性ということですから、強引にくっつけるわけにいかないもどかしさというのは当然日本国中にあるわけであります。

そうした中で、岡山的美咲町、そういう役場の中に課をつくっていらっしゃいますけれども、どれぐらいの率で成功率があるのか、そういうその役場の役場内にそういう課を設けられて、例えば年間10組、20組成功したということになれば当然すごい企画であるということには間違いないので、我々もそういう勉強をしなきゃいかんということで、いずれまた詳しい美咲町のお話等々お聞かせ願えたらなというようなことを思いながら、決して手を緩めることなく、役場も頑張っている問題には正面からぶつかっていきたい、このように思っております。

○議長（酒本敏興） 6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 女性も働くようになったからって、それのみが原因ではないと思いますけれどもというふうに町長はおっしゃいましたけれども、男女共同参画を推進してる私としては、確かに女性が自立できるようになったのが理由かもわかりませんが、それのみじゃないですよ。それも理由の一つかもしれませんが、それは以前の社会が、男性に頼らざるを得ない、いきていく方法がない社会のほうが間違ってるのであって、お互いに助け合いながら、女性も働きながら、特に智頭町なんかでは共働き家庭が多いのですが、働きながら家事・育児・介護。女性に負担がとても多いのが現状です。そうならないようにと国のほうもいろいろな方針を出しておりますけれども、現状としてまだまだ十分に改善されていないので女性に負担がかかっているのが現状です。

そのような中で、どう言ったらいいのかなあ。女性もしんどい思いをしながら、そこまで一人だと気楽だわと思う人もあるかもしれませんが、現実問題、やはり一生いきていく上でパートナーがいるということは、人生も豊かになりますし、当然家族ができれば我慢するところもあり安心できるところもあり、いろんな体験がふえます。そういうことを含め、やはり私は何も結婚するだけが幸せの唯一の道とは思っておりませんが、できれば豊かな人生をおくっていただきたいと思っております。それで、現在もそのクローバーの活動などをやっているわけなんですけれども、何か町長のお話を聞いていると、喫緊の課題だと思うし、町

長、一生懸命取り組みますという言葉は聞こえるんですけど、何か私にとってはもっともう少しじれったい。もっと一生懸命取り組んでいただきたいという。何も行政ばっかりに頼るわけではないんです。でも、行政でできる部分というのもしんなりに考えを押しつけるわけにもいきませんし、できない手の届かない部分があるのは十分承知してはいますが、それでももっと一生懸命する、できる方法があるんじゃないかと思うんです。

例えば、このアクションプログラムでも、年に6回イベントをするようにとかって書いてありますけれども、この6回という数値は、本当にやる気持ちがあつて出てきたんでしょうか。それとも希望的数値なんんでしょうか。何か今、何を考えても6回、ええ6回どこでやられるんだらうなって感じがするんですけども。その辺もいかがですか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 私の答弁がまだ生ぬるいというか、迫力がないというか、そういうことであろうかと思いますが、決してそうではなくてまた昔の社会を云々かんぬん言うつもりはございません。男尊女卑という暗い歴史の中でそういう時代もあったわけです。そういう時代を経て今、女性もばりばりという男女平等社会に移行してきたと。

その中で、例えば役場の職員の中にも若い男性諸君、女性諸君がいるんですね。それをなかなか難しいです、これも。私どもが下手に、例えば「おい、早く結婚しろ」とかそういうことを言うとまた問題が出てくるという、ということがあるんです、現実にね。だから、何かこう金縛りにあつたような社会の中で、今平尾議員がおっしゃるこれは本当に喫緊の課題、しかしそう一方では、例えば私が町長で職員が若い男女がいるのを二人呼んで、何とかおまえたち考えろというようなことを言ったら大事になってしまうという、そういう現状があるわけでありませぬ。

そういった中で、確かにおっしゃることは本当に理解できます。決して、いいかげんな気持ちで答弁しておるわけでもございません。そういった中で、でき得れば本当にお互いが男女幸せな人生設計ができるような、そういう雰囲気のみちづくりというのも大事である。おせっかいのみちを軸にしたそういうこともまた広げていかなきゃいかんわけでしょうし、おっしゃるように決していいかげんで答弁をしているわけではないことをご理解いただき、このように思います。

○議長（酒本敏興） 6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 私は町長が幾らまちのトップであつても、じゃあおまえ結婚しろと言ってそれが通るものとは思ってませんし、言ってはいけません。でも、役場の中のシステムづくりを求めているわけです。私たち素人というか町民が自分たちなりに活動はしておりますが、それだけでは行き届かない部分が、やはり行政が力を出さなきゃいけないという部分がたくさんあると思うんです。そういうところを研究していただき、先ほど美咲町がうまくいったらということでしたけど、うまくいくかいかないかはわかりません。どこも。奥多摩にしても美咲町にしても、今喫緊の課題だというのを感じてこういう取り組みをされはじめてから、まだ10年もたっているわけではありません。やはりとりあえず何かをやってみる、とにかく頑張ってみるというのが二つの町の考えだと思います。

それから愛媛県でしたでしょうか。それは県ですけれども、企業と一緒になつてそういう支援のあり方を企業も含めて。愛媛結婚支援センターですか。役場だけではなくて企業も巻き込んで、そういう支援の輪を広げていくというような取り組みもあります。智頭町にも大きな企業もありますので、その辺のところも私たちがクローバーの活動として企業にもメンバーと一緒にお願いにいったんですけれども、なかなか積極的にじゃあ企業ぐるみで頑張ろうというふうには企業はその筋の営業が目的ですから、そうはなつてはいただけませんでしたけれども。でも、個人的にちょっといくよりも行政のほうで呼びかけていただいてそういう支援の輪に入っていくということでしたら、まちの将来を考え大いに協力していただけるかもわかりません。

それから、こういう結婚の場を設けるということで移住者の増加もというふうには町長先ほどおっしゃいまして、確かに移住者が増加するのはすごくいいことなんですけれども、現在まちにいる若者の幸せのために私たちは一生懸命頑張りたいと思っておりますので、まち、智頭町の存続とそれから町民の幸せに直結する課題だからこそ、このアクションプログラムにも上がったことと思います。今後行政としても積極的に取り組んでいただきますことを強く要望いたしまして、町長もいろいろと考えてみるとおっしゃってますので、次の質問に移ります。

9月議会に、寝たきり家族を在宅介護している家庭の支援について質問をしたのですが、時間の都合上、町長のお答えをお考えを十分に伺うことができませんでした。しつこいようですが、再度質問させていただきます。

平成27年度の事務報告によりますと、在宅介護されている寝たきり老人は町内に62人いらっしゃいます。27年度のデータですので現在は少しかわっているかもしれません。その寝たきりの家族に対して介護者にさまざまな支援の対策がとられていることは承知しております。介護の集いとか町外にちょっといろんなために出かけてるとかそれから介護の器具ですか、そういうものの支援とかに対策はとられていることは承知しておりますが、やはり重度の介護者は特別に負担の多い家庭は社会に対しても、その方たちが施設に入ったり何とかすれば介護保険も上がるわけですし社会保障費もたくさんになってきます。この方たちは自宅で介護することで社会に大きな貢献をしてらっしゃると思います。私の知り合いにもこれまで何人かいらっしゃいましたけれども、本当に悲鳴に近い言葉を何回か聞いております。

また、各地区に出かけている私たち議員全員が出かけている議会報告会でも、10年間一度も夫婦で出かけたことはない、ずっと介護の間はしばらくつけられていたというような言葉も聞きました。

お金でこういうことが解決できる問題ではないとは思いますが、せめて月に1回でも食事に出かけるとか本を1冊でもかえるとか、少し現実から離れる機会、きっかけづくりの支援があれば、少しは心の余裕も生まれるのではないかと考えますが、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 9月定例議会の回答と少し重複すると思いますが、本町としましては、直接的な支援として、毎月第2水曜日に「介護者家族の会」を開催し、共感できる場を提供することで気持ちの負担軽減を図る事業や、それから年2回の「介護者の集い」といった気持ちをリフレッシュさせるための外出事業、さらに介護知識の普及のため「介護者研修会」を実施するとともに、経済的な支援としては、介護度の高い人を対象に、家族介護用品支給事業として介護クーポンの交付、特別障害者手当の情報提供、このようなことを行っているところであります。

在宅介護は、介護度や介護サービスの利用にかかわらず、ご家族の負担がなくなるものではないと思いますが、今後も家族に寄り添いながら、それぞれに応じた介護サービスの活用ができるよう支援してまいります。

また、第7期介護保険事業計画の策定に向け、平成29年度に「介護予防・日

常生活圏域ニーズ調査」それから「在宅介護実態調査」を実施することとしており、調査結果をもとに、どのような保険料水準で、どのようなサービス水準を目指すのかの判断材料にしていきますが、その中で質問の在宅家族への支援も検討する考えであります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 私も最初に言いましたし、町長の答えの中にあつた支援は全部承知しております。しかし、その場が悪いということではないですよ。私も参加したことがあります、家族の集いではなくて相談のほうですか。4、5人毎月1回ある家族の会。4、5人程度です、出席してらっしゃる方は。介護者というのは寝たきり家族は62人、27年度ですけど。ですけれども、介護者というのはすごたくさんいらっしゃいます。その中で、4、5人程度なんですね。それから、町外に出かける介護者の集い年2回出かけますけれども、バス1台分でそれで30何人くらいでしょうかね。それもやはり寝たきり家族を抱えてるような人は余りいらっしゃいませんでした。

その方たち全員じゃないと思いますけれども、話を伺うとそういうところに行って介護の悩みを話すのはいいんですけれども、仲間同士の情報交換も大切ですが、介護を忘れられる時間が欲しい、それが一番だつていうふうにおっしゃってました。だからそういうところに出てみんなが苦労話をするのがかえってつらいと。だから、余り出かけたくないという人も中にはいらっしゃるわけです。

ゆっくりでも本でも読めたらいいけど、図書館で借りれば済むわけですが、町の気持ちとして、初めにも言ったようにお金で済む問題ではないと思いますけれども、例えば月に3,000円渡しても、そういう方たちに特別苦労してる方たち、寝たきり家族を抱えてる方たちだけでしたら200万程度のことです。200万個人的にはすごい金額ですが、行政として介護保険料が安くなったりとか上がらなくても済むとかいろんな社会問題を考えれば出せない金額ではないというようなことを思います。お金の問題ではないとたびたび言いながら、現実問題、してあげれることってそんなことくらいしかないのかなあと私は考えているんですが、時間きましたけれども最期に町長答弁をお願いします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 私今年もそうでしたけども、100歳になられた方の在

宅でお元気な100歳の方を町からのお祝いを届けました。そのときにしみじみ思ったのは、元気の方がいらっしゃいますけども寝たきりの方もいらっしゃいました。介護する方が大変だなと。むしろその介護される家族の方に、何かこうお祝いをありがとうございますという賞状か何かを出すべきじゃないかなというようにふと思いました。確かに大変であります。

そこで、これから将来、いつも言っとなりますけども、この福祉というテーマが本当に間口が広く広くなって役場に全部しろというのは限界がきてます。そこで、前回も地区に出かけてお願いしたのは、町からの提案でございますけども、そういう例えば今おっしゃった介護一日でもちょっと忘れたいなと、ちょっと手を抜きたいなというそういうときに、地区の皆さんが「きょう一日はゆっくりどっかに行っておいや」と「わしらが見てやるがな」そういういわゆる人的な地区の手助けですね。そういう福祉というのも私はありじゃないかなと。むしろ、そういうことこそが肩を寄せ合って生きる智頭町らしい福祉の生き様につながっていくんじゃないかなと。これはまたのち、またいつか地区の皆さんにも思いを話させていただきたいなと思っておりますので、このテーマは大変重要であると認識しておりますので、役場だけでなく地区の皆さんにも手助けをしていただく。そのための予算もどう組んでいいか含めて考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○6番（平尾節世） 終わります。

○議長（酒本敏興） 以上で、平尾節世議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、10時半です。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時30分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大河原昭洋議員の質問を許します。

11番、大河原昭洋議員。

○11番（大河原昭洋） 議長の許可をいただきましたので、通告にしたがって、健康寿命の延伸対策について質問をいたします。

我が国の平均寿命は、男性で80.5歳、女性で86.8歳で、男女の平均寿命は83.7歳となっており、世界一の長寿国であります。

しかし、その一方で、健康寿命が長いとは決して言えません。

介護を受けたり寝たきりになったりせずに、自立した日常生活をおくることのできる期間を「健康寿命」といいますが、平均寿命と健康寿命との差を調べると、男性で9.2年、女性は12.7年となっており、世界の主要国であるアメリカ、イギリス、ドイツなどと比べても、不健康で過ごす期間、いわゆる寝たきり期間が群が抜いて長いという実態があります。

平均寿命と健康寿命との差が小さければ小さいほど、人生において不健康で過ごす期間が短いということになりますので、高齢期を健康で快適に暮らすことはもとより、医療費や介護給付費の増大を防ぐ意味でも、高齢者の心と体の健康を維持するための具体的対策が急がれます。

本町においても、介護予防の観点から健康寿命を1年でも長く延ばすための取り組みが重要課題であると考えますが、町長の所見を伺います。

以下は、質問席にて行います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 大河原議員の健康寿命の延伸についてお答えいたします。

病気や介護を必要とする人の増加により、医療費、介護給付の負担増加をもたらし、個人や自治体の財政負担を圧迫することは認識しているところであり、福祉懇談会でも説明し、ご理解いただいていると思いますが、高齢者の心と体の健康を維持するためには、若いうちから、病気にならない、病気になっても早期発見できるように、健診を受けていただくよう啓発し事業実施することや、食事や運動に着目した健康教育、健康づくり事業等を実施しているところがあります。

また、65歳以上の、介護サービスを利用していない人を対象としたアンケート調査を毎年実施し、介護予防教室、認知症予防教室へ誘導し、改善や重症化防止を行っております。

さらには、本年度から100歳体操を導入し、現在、森のミニデイ利用者に実施していただき検証しているところであり、今後も、積極的に活用したい団体・地域等へ広げて行けるよう、サポーターの養成を行う計画であります。

しかし、心と体の健康保持に大切なものの一つとして、生活に「生きがい」を持つことであります。今後、地域での居場所づくりや支え合い体制づくりを通して、「生きがいづくり」を考えていただけるように、福祉の「まちづくり」を進めていきます。

これらを総合的に進めていくことにより、健康寿命の延伸につながると考えております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 11番、大河原昭洋議員。

○11番（大河原昭洋） 病気予防・健康教室・認知症予防ということで、生活に生きがいがあるように、支えあいづくりというものをしっかりと構築していくんだというような内容のものだったと思います。

少し余談になりますけども、NHKの大河ドラマで真田丸というのが今放映されておりますけども、私も楽しみにして毎週のように見ているんですけども、来週が最終回になるんですかね、そのようになっております。ドラマの中身も非常に興味深いおもしろい内容だったんですけども、さらに興味深いのは、この戦国時代の世の中にあってこの時代で活躍した武将というのがとても長生きだったということが、そういうふうな人物が多かったということがあります。少し紹介しますと、豊臣秀吉が62歳、徳川家康と毛利元就が75歳、宇喜田秀家は84歳で、主人公の真田信繁、真田幸村ですね、彼は大阪夏の陣で討ち死にして49歳ということで生涯を終えていますけども、その兄の信之に関しましては何と93歳まで生きたというふうに伝えられております。

当時は当然平均寿命も短くて、医学も発達してないというふうな状況の中で、彼らはなぜそこまで長生きできたのか。多分考える中では、いろんなストレスの発散方法であったり、食生活というものを日々そういうふうと考えていた、さまざまな工夫をしていたということが伺えるわけですし、私が今回質問しております健康寿命を考える上で、とても参考になるんじゃないかなと思った次第です。

前置きが少し長くなりましたが、町長、先の選挙選の中で智頭町らしい福祉の向上というものを公約に掲げられておりました。現在、介護予防の取り組みといたしまして、山形地区で行われている森のミニデイが、現在では那岐地区に広がり智頭地区にも広がってきたというふうなところなんです。これからほかの地区へも展開が急がれるというふうな状況ではありますが、やはりそれと平行しまして、自宅にひきこもりがちな高齢者をいかに地域社会に引っ張り出すかということも、これから大きな課題なのかなあというふうに思っているところです。

定年退職されまして、それまで仕事ということで義務的に毎日こう会社のほうに行かれてたと思うんですけども、それが退職されることによって日々の生活が



家の中でやはり終始してしまうということが出てくる。そうすると刺激が少なくなってきました、活動いわゆる行動範囲もかなり狭まってくる。その延長上に、寝たきりの生活であったり認知症が存在されるというふうなことが言われておりますので、やはり高齢者をひきこもりさせずに、これから社会とのつながりを持つ続けさせるための何らかの具体的な方法が必要なんじゃないかなというふうにも思うんですけども、そのあたりについて町長の見解を伺います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今非常に世の中が大きく変貌しようとしております。少子高齢社会にあって、高齢者また医療の変更とか等々、こう人間がいきるというテーマの中で非常に今日まぐるしい動きを見せておるように感じております。私は基本的に、この国が推奨しております地方創生という問題。この地方創生というのは、いろいろ意見はその地区によってあろうかと思いますが、最終的にはこういう田舎の小さなまちがいわゆる豊かになる。この豊かというのは私は金銭的の前に今おっしゃる長生きあるいは健康、そういうものが非常に重要じゃないかなと。

ということで、先般も各地区に出させていただきました。こういう小さなまちが最終的によかったなと言われるのは、やはり福祉の充実が大事じゃないか、要するに町民の皆さんがこのまちで生活されておるわけですから、その方たちの高齢者が特に高齢者が智頭にいきよかったなと言われることが、まちづくりの最高のやりどころかなとこのように考えております。

でありますから、ちょうど智頭町ぐらいの人口が、非常に私は町民に対するいわゆるサービスが行き届くまちじゃないかなと。余りにもパイが大きいと手が出ない。平成の大合併がありまして、パイを大きくしました。しかし、大きいことはいいことだという当時言っておりましたけども、果たしてそれがよかったかどうか。私はあれは国の失政だと思っております。小さいがゆえに本当に目の届く行政ができるということは、こうやって単独でいきてるまちが非常に有利になってくるんじゃないかなと。

目が届くというそういう意味で、ありがたいことに私どものまちには地区振興協議会というのでできております。この地区が主体になって、そして高齢者の方たちに手を差し伸べる。これこそまさに単独でいきるがゆえに、小さなまちであるがゆえに肩を寄せ合っていくる原点に立ちかえることができるんじゃないか

など、こんなふうなことを考えておりますので、いわゆるハートツーハートと言いますか、隣近所の人に手を差し伸べる、これこそが大きな東京とか大都会にできない、福祉の原点を追求するにふさわしいまちづくりになるんじゃないかなどこのような自負をしております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 11番、大河原昭洋議員。

○11番（大河原昭洋） ちょっと高齢者をひきこもりさせずに社会とのつながりを持たせるといふところの具体的な答弁はいただけなかったかなというふうには思ってるんですけども、やはり地域の中でそういうことをつながりやをやはりある程度構築していったら、それでひきこもりがちな高齢者をいかに引っ張り出してくるかというふうなことなんだろうなと思ったんですけども。やはり幾らそういうことを構築してやはり外に出ることはいいことだよと社会に出ていくことはいいことですよというふうには、例えばその高齢者にそういうことを幾ら私たちがお話をしても、多分そういう方々は出てこられないというふうには思います。言い方を変えれば、高齢者が行ってみたいなというそういうふうなモチベーションをつくり出すことができれば、ひきこもりがちな高齢者も、社会のほうに参加をされるというふうなことが可能になるんでは思っておるところです。

高齢者といっても特に心配してるのは男性でして、私たち男にはとても耳の痛い話になるんですけども、一般的に言いますと、近所づき合いが苦手なのは男性だというふうには言われておまして、やはり出てみたい行ってみたいというふうには思わせるような環境やそういう魅力的なプラン。プランですね。そういうものを提供をしていけるかがやはり一番大切なんじゃないかなあというふうには思っております。

私たちが、私の所属する民生常任委員会で今年度、宝塚のデイサービス、それから鳥取市内のデイサービスの事業所をそれぞれ視察をさせていただきました。そこで介護保険を活用してですが、要支援であったり要介護の方々一人ずつの機能回復状況をしっかりとデータ管理をしていらっしやいました。データ管理というのは、1カ月後どうなったか。もとの状態がどうで1カ月後どうなっていた。3カ月後どうなっていた。半年後どうなったと。そういうようなことをしっかりとデータ管理をされておりました。

そこでは、ぱっと見がスポーツジムのようなそれを思わせるかのような運動器

具が何台も設置してありまして、専門の指導者がおられて、インストラクターということになるのかケアマネジャーということになるのかその辺はちょっと定かではありませんけども、そういう指導者のもとで何人もの通っていらっしやる通所者が、こう腕を伸ばしたり足を広げたり閉じたり、自転車のああいう運動器具のようなペダルを漕いだり、さまざまな機能訓練に取り組んでおられました。

ここはあくまでも、介護保険を使つてのそういうような施設ではあったんですけども、ご存じのように平成30年には容赦なく今のところ要支援1、要支援2というものが介護保険の対象から外されると。いわゆるこれは、各自治体の支援事業としてやっていかなければならないということが言われておりますので、何が言いたいかといいますと、その介護保険から外れるよう要支援1それから要支援2の人であったり、その予備軍。先ほど言いましたようなひきこもりがちな高齢者。そういう方々を、私たちが視察したデイサービスの事業所で行われていたような機能訓練いわゆる運動器具を設置したような機能訓練のそういう取り組みを、智頭町オリジナルの福祉施策の取り組みとして応用できないかなというふうに思っているところです。このあたりについて町長見解いかがですか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） いろいろやり方はあろうかと思えます。ただ、よく見えますと、男性は人つき合いは云々というようなことをおっしゃいましたけども、確かにそういう嫌いはありますけども、自分が自分自身がどういうことをやったらその隣近所あるいはまちに対して貢献できるか。この貢献できるかというこのすべが、なかなかわからない人が多いんじゃないでしょうかね。年寄り、高齢者になってやれやれ一息ついて、そして周りを見たら何かこう人との接触が薄れてしまった。そういう結構スタートがそういう方が多いんじゃないかなと。

であれば、いわゆるおっしゃいました社会とのつながりというテーマの中で、例えば地区でこういうことをやろうや。そのためには「Aさんちょっとこれ手伝ってくれや」「おい、Bさん家にこもらずに一緒にやろうや」そういうことがこれから必要になってくるんじゃないかな。そのためのタクトをまちが振るということですね。そういうことの中で肩を寄せ合いながら、あるいはおせっかいをしながらお互いがそれぞれいきていく。

これは小さいまちじゃないとできないことなんですね。基本的に。大きな大都会は。それを我々のような小さいまちが目をそらすと、いわゆる孤独老人をつく

ってしまう。ちょうどいいかげんな人口、いいぐあいの人口ですので、私はそういうことも必要じゃないかな。そのためには地区というテーマの中で平尾議員にも言いましたけども、やはり地区のまずコミュニケーションというものを町が一生懸命タクトを振ってそういう誘導といたら失礼ですけども、そういうことに持っていく。そしてそれぞれがそれぞれの個性をもった地区に少しずつ変貌しながら、トータル的にはすばらしい福祉ゾーンが智頭町内にできるということにつながってくるんじゃないかな。そんなようなことを考えております。

要するに、これからの社会は、何度も申しますけども本当に役場だけのサービスでそれでいいかどうかということであります。役場だけのサービスというのも限度がきております。これは智頭町だけじゃなくて全国的に。それを役場だけで片づけようと思うと、必ずサービスが不行き届きになってしまう。それでは困るわけでありまして。でありますから、智頭町は地区の皆さんにもう一度福祉の助っ人と言いましょか、福祉の手伝いと言いましょか、地区にあつてのそれぞれがいきがいを見出しながらやっていく。それを町が一生懸命応援するという、そのほうが確実に浸透するような気がいたします。またいずれこの問題についても、議員の皆さんともいろんな意見を聞いたり、また私の思いも伝えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 11番、大河原昭洋議員。

○11番（大河原昭洋） 地区振興協議会とかそういうことで地域内のコミュニケーション等々をいろいろと考えながら、地域に応じた福祉ゾーンのものをくり上げていくんだということで答弁でしたけども、ちょっと私が先ほど言った話をさらにもう少し突っ込んでいきたいんですけども、やはりそういう各地区にやはりコミュニケーション的なものをつくるということになりますと、やはり先ほど言いましたような機能訓練用の運動器具をやはり配置してみるということもすごくいいことだと思うんです。やはりそれをやろうとすると、通常の運動器具よりはかなり割高のようですし、やはりかなりの高額な機械のようですから、そうなる大きな予算が必要になってくるということがわかりますし、個人個人の機能状態をデータ管理したりとか、またそれをそれに基づいていろいろ指導するインストラクターをするということになると、そういうことでも人的な予算ということも当然必要になってきますんで、とてもとても本町だけではできないと

いうふうに私も思っております。

しかしながら、先般県議会に出向きまして、西川県議会議員の一般質問を私ちよっと傍聴させていただきました。その中で、県知事の答弁に、やはり健康寿命の延伸対策として次年度の当初予算に向けて具体的な検討に入ると。モデル地区等も検討していくというような、かなり踏み込んだそういうような答弁がされていきました。

現在、先ほど言いました森のミニデイの取り組み、これまでは居場所づくりというような位置づけで展開をされていったわけですが、その森のミニデイの今後の発展系として、さらにそういうところに行ってみたいねとちょっとやりたいなというふうに思ってもらえるような運動器具もしくはそういう機能訓練ができる。さらにやはり魅力度もアップしていくと思うんです。だからやはりそれがちょっと足が痛い、腰が痛いというふうな方がそこに行ったことによって楽になった。例えばちょっと歩くのに支障があった方が歩けるようになった。そうなってくるとやはり、ロコミでまた広がっていったりといったことになりますので、そうなるとやはり、町長がおっしゃってました智頭町らしい福祉という、オリジナルの福祉というのが実現できるんじゃないかなあというふうに私は感じております。

知事の答弁にもありましたように、やはり県に対して、智頭町をそのモデル地区に指定していただくようにぜひとも行動を起こしていただきたい。これは町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） まず、機能訓練の器具ということではありますが、これなかなか器具をそろえても、じゃあ本当に使いこなしていただけるかというのはなかなか難しい面が実はあります。例えば、地区のことばかり言いますが、例えばある地区にそういう器具を設置する。そうしますと他の地区の人が「ちょっとあの地区に運動しに行こうや」そのためには、例えば今まで自分のことしか考えなかった人が「じゃあそこまで連れて行ってやろうか」とかそういう別の地区の人がですね。地区と地区のいわゆる交換といいますか、6地区に全部器具をそろえるとなかなかこれは大変なことだと思います。そういう仕掛けも考え方によってはできるかもしれません。いわゆる地区ごとの交流といいますかそういう部分ですね。

それから、智頭町は森のミニデイ、那岐にもできました。今私は森のミニデイ  
というかそういうものに対して非常にバックアップしなきゃいかんという思い  
もありますし、既に県からも智頭町の森のミニデイというのは、福祉部長等々皆  
さん智頭町は福祉というテーマの中でよくやっているとということでお褒めの言葉  
をいただいておりますので、当然、県の中にも智頭町をモデル地区というよう  
なにおいは何となく伝わって既に来ております。また近いうちに、福祉部長にお会  
いすることがありますので、恐らくそういう話も出てくると考えておりますので。  
何はともあれ、そういう県とのタイアップあるいは補助金的なこともありますん  
で、大いに私は県にもむしろ手を挙げてでもやらなきゃいかんというテーマだ  
と思っております。

○議長（酒本敏興） 11番、大河原昭洋議員。

○11番（大河原昭洋） 現時点では、この場ではなかなかやりますよというこ  
とはなかなか言いづらいところもあろうかと思しますので、その辺はしっかりと  
私たち議会でも研究させていただきますし、執行部でもしっかりと研究をしてい  
ただきたいというふうに思います。

やはり健康寿命の取り組みは先ほど言いましたように生活の質の低下を防ぐ  
ということもありますし、社会的な負担そういうふうな軽減する観点からも、重  
要課題であるのは町長も認識をされているというふうに思いますので、目に見え  
る形で前に進めていただくことを強く要望いたしましてちょっと時間の関係も  
ありますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

百人委員会のあり方についてですが、百人委員会は智頭町の自立と持続を目指  
し、住民が身近で関心の高い課題を話し合い、これを解決するための政策を行政  
に反映させる目的で、平成20年に設置されました。

そこで一つ目の質問ですが、今年度で9年目を迎えています、これまでの課  
題と評価をどのように捉えているのか、町長に伺います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 私が提唱しました百人委員会につきましては、本年で9  
年目を迎えるということであります。先日12月1日に一般の企画提案会を実施  
し、10事業の提案が、また6日には中学生及び農林高校生からの3事業の企画  
提案をいただいたところであります。

さらに、本年度は鳥取大学の学生による企画提案があり、年々進化し続ける中

で、幅広い年齢層からの提案を受けることができ、一定の成果が得られたと確信しております。

平成21年から27年度までの7年間で94事業の提案があり、そのうち53事業を採択し、事業を実施してきたところであります。

実施事業の中には、まちの施策として取り入れたもの。それから継続事業として取り組んでいただいているもの。また、百人委員会としての事業から独立して、それぞれの団体で取り組んでいるものなど、この活動を通じてまちのことをより広く、深く考え行動する町民がふえたことは、町の貴重な財産であると考えます。

一方、課題といたしまして、新規部員の加入が少なく、新たなアイデアが出にくい状況があるということも認識しておるところであります。

また、毎年企画提案を行うことが負担とならないよう、百人委員会という組織のあり方及び企画提案についても、部員の方とも十分協議していくこととしております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 11番、大河原昭洋議員。

○11番（大河原昭洋） 平成21年から27年までの間に7年間で94事業の提案に対して53事業が実施されたと。その中には町の施策、継続事業となったもの、それから独立事業としていろんな智頭町に貢献してきてくれているというふうな答弁でした。

まず、評価というふうな点から、社会的な効果と経済的な効果というところを踏まえてちょっと質問をしたいとは思いますが、まず社会的効果においてですが、メンバーの中には高齢者と定義される65歳以上の方も数多くいらっしゃいます。百人委員会の活動によって、そういう高齢者の方がいきがいを見つけられたということもあるようですし、これは先ほど言いましたような健康寿命という観点からも、医療費の抑制効果につながっているんじゃないかなというふうにも思っているところです。別の言い方をすれば、間接的な行政コストの縮減につながっているというふうなことも言えると思います。これは、数字にはなかなかあらわしにくいことではありますけれども、少なくとも社会的効果として、高齢者が元気になるということに対するメリットというのは、何だかの貢献をしてきたんじゃないかなというふうに思っておるところです。

経済的な効果という面からしますと、木の宿場プロジェクトで見られますよう

に、町内でしか使えない地域通貨杉小判が町内の商店で流通した効果というものもあったと思いますし、きょうも傍聴席にはマスコミの方もいらっしゃるようですが、マスコミの注目度が高かったということによりまして、新聞・テレビによる情報発信ということになろうかと思えます。やはりゴールデンタイムで特にNHK何かで放送されたのが何回かありますけども、こういうことが行われたということは、やはりそれだけ莫大的な経済効果があるというふうにも言われておりますし、やはり何といいますか、智頭町のブランド的な価値の向上に十分貢献してきたというふうにも思っております。この部分にかんして町長ちょっと一言見解いただけますか。その私の思いに対して。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） いろいろこの百人委員会については、何と言うんでしょう。だんだんだんだん今言いましたように、部員が少なくなってきておるといふ状況があります。

正直に申しますと、この百人委員会に入って一生懸命まちのためにあるいは地域のために頑張ってくれておられる方は、本当に目を輝かせてやっていただく。反面残念なのは、百人委員会にも入らない、ただ批判をするということです。これは、正直に言いますとこれ私に対する批判というものがネックになっておるんじゃないかなと。本当は百人委員会でも入ってまちのためにいろんな意見を出したいけども、今の町長じゃなあということも正直あろうかと思えます。

そういういろんなそのしがらみの中で、そうは言いながらも、この大人だけの百人委員会は、今言いましたように鳥取大学が加入してくれました。鳥取大学は全く智頭町を知らない人間が、真っ白な思いでいわゆるいろんな県外から来ている子どもたちが、知らないまちを将来93%の山をもったまちは将来こうあるべきじゃなかろうかとかいろんな提案をしてくれる。それからご存じのように、中学生。中学生が自分たちのまちは自分たちで何とか頑張らなくちゃという、今からそういう地元の子どもたちが考えてくれる。

そうなりますと、多岐にわたっていろんな発想が出てくる、これを我々は謙虚に受けとめてやる。要するに提案をくださいということは、とんでもない発想が出てそれを我々はこんなもんでできるかというんじゃないくて、これをどうやったら実現できるかというのが、まちの役場の使命であろうかと思えます。要するに、提案をしてください。いいアイデアを出してくださいということを言ってるわけ



ですから、それをこんなもんでできるかいこんなもんでできるかいでモグラのようにモグラたたきをやったんじゃ、これは百人委員会というのは何の意味ももたない。私はそう思っております。奇抜なアイデアと、それでも難しいけども役場職員が一丸となってそれを実行すると。ここに全国でも例を見ないこういう手法があるんじゃないかなと思っておりますし、経済効果、おっしゃいました注目をという、確かにマスコミの書いていただくそういうことで、かなり智頭町はいいことにつけても悪いことにつけても、非常にマスコミに出るということ。それを、なるほどこういう見方があるんだな、あの町長は目立ちがり屋だからマスコミにどうたらこうたら。何か狭いことをおっしゃる方もいるんだなとそういうことも実は経験しておりますが、決して私が目の当じゃなくて、百人委員会から出たいろんな意見がこのまちをつくっている。ならば自分も入ってそこで活躍していただければ、もっともっといいまちができるのになとそんなことも思っております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 11番、大河原昭洋議員。

○11番（大河原昭洋） 時間がなくなってまいりまして、冒頭、町長の愚痴もちょっと入ったようですけども、確かに新陳代謝がどんどんどんどん進んでいけば新たな提案もどんどんどんどん出ていくということであります。ここはほんに大きな課題なのかなというふうにも思っております。

2番目の質問です。

今後の方向性としてどのような展開を考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 百人委員会の今後の方向性であります。これまでの「住民が、身近で関心の高い課題を話し合い、これを解決するための政策を行政に提案し、実践する」という百人委員会の趣旨を熟知し、それを踏まえた上で常に進化した枠組みを継続できるよう、展開していきたいとこのように考えております。

来年10年目を迎えるに当たり、これまでの実績評価と課題を十分認識して、中学生、それから農林高等学校、鳥取大学、新たに小学生の参加ということも考えており、これは県外の大学ですけども、そういうのを智頭町でやってみたいというようなお話もきております。一般とあわせて、幅広い年齢層からの提案をいただくことにより、今後の智頭町のまちづくりに生かしていくことを期待してお

るところであります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 11番、大河原昭洋議員。

○11番（大河原昭洋） 来年10年目を迎えるということで、これから実績とかそういう課題を踏まえて、小学生の参加等もまた検討していくというような趣旨でした。

時間がありませんので、すみませんが、百人委員会に参加していただいている方々というのは、一般の住民の方で仕事をお持ちの方が、仕事が終わってそれで参加されているんなその事業をやりながらやっているということもありますので、やはり温かみのある行政ということを心がけていただきたいというふうにこれを申し上げまして、私からの質問を終わります。

○議長（酒本敏興） 以上で、大河原昭洋議員の質問を終わります。

次に、谷口雅人議員の質問を許します。

7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 議長のお許しをいただき、通告済みの質問を行います。

まず、鳥取県森林環境保全税についてお伺いします。

本条例は、鳥取県が施行期限を設けて制定した目的県税で、課税額は、年間県民一人当たり500円、法人は事業規模により1,000円から4万円、年間収納税額が1億7,000万円相当となっております。この条例はまさに、文字どおりの効果を求め、森林がもたらす恵みの一つである良質で安定した水を末永く将来にわたって継続するために、大多数の受益者である下流域の県民の理解を得て実施されています。ここに本条例の崇高な精神に改めて敬意を表するとともに、さらなる充実と継続を願うものですが、先に述べたとおり施行期限が設定されており、その期限の平成29年度末は迫ってきております。源流域の智頭町としてこの条例をどう認識し、どう考えているのか伺います。

この条例に関しては、県議会9月定例会の一般質問で取り上げられましたが、条例を制定し、課税、収納者である鳥取県と森林域の智頭町とは理念は共有するものの、立場が異なります。まちとして、鳥取県に対し対応も含め、町長のご所見を伺います。

以下は質問席にて行います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 谷口議員の鳥取県森林環境保全税についてであります。

鳥取県では平成17年度から、全ての県民が享受している森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林環境を保全し、森林を守り育てる意識の醸成や保安林や竹林の整備等を推進するため、「森林環境保全税」を導入し、これを財源とする事業を推進いただいております。本町においても、竹林整備、作業道開設の事業に活用しているところです。

先月23日に、旧山形小学校において、森林環境保全税を活用した事業の一つである「とっとりグリーンウェイブ森林環境フォーラム2016 鳥取の林業夢語り」が開催され、多くの町民にご参加いただいたところであります。

県民の皆様がご負担された税を活用した事業は、本町にとっても極めて有意義なものであり、今後も積極的に活用することにより、源流のまちとしての責務を果たしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 積極的にということであるんですけども、この問題に関する限りではないんですけども、源流域と下流域との非常にある意味せめぎ合いもあるわけですし、課税ということにつきまして、理窟抜きに課税を喜ぶ納税者は精神的にいろいろな思いをもっておられる方についてはあろうかと思えますけれども、基本的には嫌だなと思われるのが普通であらうかと思えます。

この部分を考えますと、下流域の県民の理解を得ているということを前提の中にこれがあるわけですが、この税がもたらす大きな恵みというものは、ひとしく県民も理解をしているところではないかと推測をするわけです。これはどれぐらい下流域でそのことに対して認識をされているかということ、ある程度我々が踏まえてかからんことには、源流域のエゴに終わってはいけんわけですので、この部分というものを踏まえて、やはりいま一度下流域の県民、そしてこの意義というものを語るべき場面が必要ではないかと思えます。加えてこれから先、源流域の鳥取県三大河川の上流のまちとの協調というものが不可欠であらうかと思うわけですが、そのあたりのことについて町長のご所見を。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 当然この智頭町としましては、この税というのは非常に大事であるかと思えます。昔は、以前ずっとずっと昔は、下流の方はそれほど今

議員がおっしゃるように理解度は低かったと思いますが、近年になって言葉の中に海は森の恋人ですかね。ということで、海の魚もやはり森があってこそ森の水が海に流れてきたからこそ魚が育つんだというような認識に、海のほうでもかわってきております。ということは、我々上流のものがきれいな水を下流に提供するというのも、だんだん下流の方も自覚してこられた。鮎の生息についてもそうですし、濁った水で鮎は育たない。そういうことも下流の方も徐々に理解されてきたと、このように感じております。

そういった意味で、この税が今おっしゃるようにでき上がる、税ができ上がったときにも、智頭町といたしましても目いっぱい県のほうにお願いした経緯を覚えております。そういった意味で、この下流に対する理解度ももっともっとアピールしながら、この税が消滅しないように頑張らなきゃいかんとこのように理解しております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 私も議員になりましたから間もないころだったように思えます。この条例が本腰の状態でなかったときに質問させていただいた経緯がありますけれども、今は既にそれが本当に税として認識をされ、制度として確立をされておるといふふうに認識しておりますので、その部分に対する心配とかいったことはないわけなんですけども、やはりこの税というものがもたらす恵みというものを恩恵というものを感じるまちの一人としては、この税が充実あるいは期限がまた設けられたとしてみても、限りなくロングスパンであることを願うものです。

そういったことについて平井知事の答弁によりますと、29年度半ばごろには議会のほうにその方向性を示したいというふうにおっしゃっておられたわけですが、そのことについてやはり源流域のまちとしてはモーションを起こすべきであるというふうに感じます。増税増税といえますのは非常に心苦しい面もあるんですけども、それによって得ている恩恵というのは下流域の県民にも当然あるわけですし、認識がちょっと甘かったかもしれませんが、確認をしておりますが、森のようちえんの県の補助についても本税が活用されているむきの話を聞きました。確認をしていないものでここで断定はできませんけれども、そういったことも含めて、市内のほうから通っておられる子どもさんに対する恩恵

もまたあるという、この税の恵みというものは、県民として源流域も下流域も共有しているんだという認識はもっているんじゃないかと思います。何としましても、智頭・若桜・三朝・日南、こういった形の中で源流域のまちと協調していただく中で、これが議会も後押しをせなきゃいけないのかなあとと思いますが、そういったことについて町長として、また現状としてはどうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） おっしゃるとおりであります。今谷口議員がおっしゃったように、森のようちえんの県からの事業費の中に一部含まれておることも事実でありますし、それからおっしゃるように日南と三朝と智頭町。これはもう源流のサミットということで毎年3町が集まって、千代川上流それから日野上流、それから天神川の上流ということで、やはり智頭町だけじゃなくて、鳥取県の中でもそういうタッグを組んでこの税の問題に対してはかなり勢いよく知事に向かっていくと。知事のほうも、今回、ある議員が質問なされた際に、税の引き上げについて非常に慎重な姿勢をというふうなお話もございましたが、恐らくこの税が消えることはないと思っておりますが、要するに税の増税ということですね。今500円という中で、私はもう少し頑張ってもらってもいいんじゃないかなという意味で、日南それから三朝、智頭町その源流サミットの中でも三つの町が組んで、三つの町というよりももう全体で、知事に頑張ってもらいたいというふうなアクションは起こすという気持ちもっております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 人頭税の性格をもっておりますので、制度導入された当時の県民の総人口と現状とでは、もう既にかかなりの差が生じてきておるわけです。そういった意味合いもあってして、人頭税である以上やはり一定の税額確保をするということになりますと、増税または事業規模によっては企業の理解を得る形の中での増税になろうかと思えます。私個人的には、本来はこれは国がやるべき問題であろうかと思えますが、国がいますところの石油炭素税とのバランスがあるということの中で、施行にはまだ踏み切られていませんけども、我がまちも全国森林環境保全税創設に向けての会議に加盟しておるわけですが、そういった動きもあるわけですが、それはそれとして目の前に迫りつつあるということの中で、具体的にそういったことを踏まえた協調というものをぜひ町長にお願い

をしたい。また、議会も必要ならばそのことに対するアクションも議長の名のもとにぜひやっていくべきであろうかというふうに考えております。そういった中で、状況としては来年度末ということが迫っておりますので、対応を一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、日本1/0村おこし運動、通称ゼロイチ20年目の評価と今後について伺ひます。

本事業は、集落にソフト事業を対象に交付金という形で助成する、当時としては画期的な事業として始まり、事前審査の手上げ方式は、まさに集落の意識と活性化を引き出す好事例として、平成11年に総務省の大臣表彰を受けております。

この事業のスタートに当たり、取り組む集落とそうでない集落とでは将来明らかな差が生まれるであろうとアドバイザーからの指摘どおり、現実のものとなっている面をかいま見ます。集落振興協議会から地区振興協議会へと発展、その評価と展望はどうか、町長のご所見を伺ひます。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 日本1/0村おこし運動が平成9年度にスタートして、実施集落においては、都市との交流やそれから特産品の開発といった、自主的それから主体的な取り組みが芽生えるなど、新たな住民自治システムが根づきつつある中で、地域においては依然として過疎化・高齢化が進行するなど、地域活力の低下が懸念され、この運動を継承・発展させていくことが、喫緊の課題となっていました。

その中で、それまで集落単位で育んできた草の根の住民自治を地区レベルにまで拡大する、ボトムアップの運動を基本として、地区単位のゼロイチ運動へと発展してきたところであります。

平成20年度に、山形地区振興協議会及び山郷地区振興協議会が立ち上がって、平成22年度にいざなぎ振興協議会と翌年の平成23年度には、富沢地区振興協議会と土師地区振興協議会が運動を開始し、現在5地区の振興協議会が行政と協働して、地域課題の解決に向けて取り組んでいるところであります。

それぞれの振興協議会では、地域の特色をいかした森林セラピーロードの開設とか、防災マップの作成とか、森のミニデイなどに取り組み、着実に成果が見えてきていると実感しているところであります。

また、平成23年度末には小学校を統合し、5地区にあった小学校の利活用に

についても、地区振興協議会が中心となって活用についての検討を行い、企業誘致や企業研修の受け入れなど、地域の特色をいかした取り組みが進んでいるところでもあります。

さらに、1／0村おこし運動も、ホップ・ステップと進んでいく中で、平成30年には、最初に地区振興協議会を立ち上げた山形地区、山郷地区の振興協議会が10年を迎えることとなります。今後の新たな展開を見据えて、町が進めている福祉のまちづくりの視点から、十分に検討していきたいこのように考えております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 先ほどの町長にもありましたように、山形・山郷が助成期間というふうに私はあえて言いますが、事業終了が2年度後というふうに迫ってきております。加えて、いざなぎ振興協議会がそろそろ卒業の時期が近くなってきたということを踏まえますと、地区振興協議会のいわゆる発足しておりますところの半分以上の地区が事業終了を迎えるわけですし、そういった中で次のステップをはっきりとデザインとしてイメージする時期に私はきているんじゃないかと思っております。

あくまでゼロイチといいますのは、私の認識ではありますけれども、これは助成事業としての期間としての部分が10年間であると。10年を過ぎると終了するんだという意識をもっておられた方がおられたようですけども、そうじゃなく私は決してないと思っております。いわゆる高速道路でいいますと、本線に乗りますところのいわゆる助走路であると。ハイトップで走るそのための助走路である。それが10年間のある意味少し長い目で見ると、地域づくり村づくりの計画を後押しをするものであるというふうに認識をしておるわけですし、補助期間の事業終了をもって全てが終わるかのごとく考えておられる方がおられるのが私としては残念なんですけど、町長としてはその辺のところどういうふうにお考えでしょう。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） ときはどんどん過ぎていくわけでありましてから、この1／0運動、あるいは地区振興協議会等々、このときの流れるのをただぼんやり見ているというわけじゃなくて、その都度その都度いわゆる新しい発想に立ってこれ

を継続していかなきゃいかんと。このイズムを消さないような、そういう施策を当然必要とされるということであろうかと思えます。1／0運動に端を発して、小さな集落がどうやって10年後の自分たちの集落をつくるか、そういう思いの中で、それが今度は今言いましたように進化して、地区今度は全体の地区を見ようということに変貌してまいりました。そうした中で、私は1／0運動の中で地区にいわゆる変貌して、すばらしい事業がゼロ分の1から起きたなというのが、智頭町で自慢できる事例を皆さんもご存じですけども、防災マップですね。あれこそが、今、防災福祉マップというような呼び方にかわってきておりますけども、小さな集落がお互いに顔を見合わせながら、万が一のときには「俺があのおじいちゃんを助けたる」「私があのおばあちゃんのところにまずすっ飛んで助けてあげよう」というようなそういう生き様が、この防災福祉マップからゼロ分の1のそのすごい何て言うんですか。いい意味の事業が展開してステップアップしてきたんだと。こんなふうに思っております。

そういった中で、いずれにしましても智頭町のよさというのは、ゼロ分の1あるいは地区振興協議会とお互いに小さな地区ごとに顔を見合わせながらいく。これが基本であろうかと思っております。そういった意味で、今谷口議員のおっしゃるこのゼロ分の1あるいは地区振興協議会をご心配というか熱望していただく気持ちには、大いに私も賛同しておりますので、質問よりちょっとずれてきたかもしれませんが、気持ちはそういうことであります。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 理念を共有していただいとることにつきまして、私も非常にうれしく思うものでございます。

実は町長も出席をしておられましたが、先月、琴浦町におきまして地域医療の学会がございました。私もそこにおらしていただいて勉強させていただいたんですけども、地域医療の報告の中で、日南・西伯・岩美・智頭町の発表の中に私はびっくりしました。振興協議会という存在が地域医療の世界にもう既に取り込まれていた中で、各病院が取り組んでおられると。このことについては、あそこであの学会であのようなことが出るとは私自身ははっきりいって思ってもおりませんでした。それぐらい、地域医療にせよ、あるいは地域福祉にせよ、これから先、智頭町が始めたこの集落振興協議会からスタートした地域づくりというものの考え方が、こういう場面にまで広がっておるんだと。本家としては逆に、もう



ちょっとねじを巻かなきゃいけないんじゃないかというふうに部分を感じたわけです。これについては、本当に驚きました。先ほど町長にもありました、県の支え愛体制づくり、防災マップがまさにそれであろうかと思うわけですが、私としてはここでいま一度スタートしたときのもう一つ前のスタイルであるというふうに認識をしておられるかもしれませんが、やはり集落ゼロイチ、この事業を私は再開していくべきではないかというふうに感じつつあります。

過去の失敗事例の中に、二つの町内会が途中で事業から脱落をされました。これは、非常に大きな集落が二つ脱落をされたわけですが、そこには考えますに、原因があったのではないかなと思うのは、集落として取り組む部分としては大き過ぎたのではないか、パイとして。そういう部分を考えますと、成功事例の中にいろいろある部分の中にあるのは、パイがある意味小さい集落のほうのほうで、非常に活発化していたんじゃないかというふうに思うわけですが、集落ゼロイチの再開ということについて、町長そのあたりのところはいかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） まず先般、琴浦町で開催された地域医療、要するに鳥取県の病院をもつまちが全員集まりまして、そこで会があったわけですが、まずこの会というのは、自治医大の出身である梶井先生という今自治医大のドンと言われる方ですけれども、この方も智頭病院に若いときにいらしたという中で、病院はまちづくりだよと。病院は地域づくりだよと、こういうことを常日ごろからおっしゃっておる先生であります。私も尊敬する先生ですけれども、そういうことで谷口議員がおっしゃるように、もう既に病院をもつまちがこうやって手を組んで、それぞれの情報等々発表しながら、お互いに医療の立場で切磋琢磨をするということの会でありました。

それからゼロ分の1というのは集落を中心ということで、今谷口議員が、少しパイが大き過ぎたんじゃないかということでもあります。確かにそういうことも原因があったと思いますけれども、そのパイは大きい小さいは抜きにしまして、私は今地区という言葉を出してありますけれども、一番根元になるのは当然集落であります。集落なくして地区はないわけですから、決して集落を厳かにするつもりは全くありません。むしろ地区を地区で束ねていただくためには、集落をしっかりと一回見直すということも当然あるかと思えます。そういった意味では、この何ていうんですか、谷口議員がご心配の旨の、余りパイを大きいところ

からいくと小さいところが隠れて見えなくなるんじゃないかという思いでしょうが、これは私も大事なことで常日ごろ思っておりますので、これ集落をいわゆる基礎にした、集落を土台にした地区振興協議会ということにはわかりありませんので、そのあたりは万全な注意を払いながらこれから進めていきたい。このように思っております。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 集落のもつ機能というのは、もう向こう三軒両隣という世界ですので、これこそ本当の意味で、地域づくりが結果として見やすいところがそうはないんじゃないかと思うぐらい、私としては重視しております。

この私が考えますところの、このゼロイチというものが、ある意味全国に認知され、そして成功事例としてなったことの一因の中に、この事業というものをスタートさせようじゃないかという状況の中で、集落という概念をどこに置くかということで話があったということを知っております。当時、集落というのは大字の世界、町内会の世界で語られておったのが、ほぼ行政としての枠組みであったというふうに聞いておりますが、ここで初めて集落の中の小字。大字の中での小字も1集落として認定して、事業対象の集落として扱おうではないかという形が確立された時点で、この事業が成功の歩みの道を得たんじゃないかと私は認識しております。やはり大ぐくりでいきますと、どうしてもそこの部分にすき間ができてくると。そこをこの小字の部分というのは完全にとは言いませんが、補完する部分はあったというふうに認識をしております。

そういうことを踏まえまして、これから先ゼロイチというものは地区振興協議会、集落振興協議会というものがダブっていても、これは重層的に平行して行って、決してどちらが足を引っ張り、どちらが上で下でということの存在では私はないと思っておりますので、その辺のところについて、いま一度ご所見を伺います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 我がまちには87の集落から成っておるわけでありまして。おっしゃるように、集落を決して無視することはできない。集落あつての地区であると。これを基本的な考えはかわっておりません。ただ、この集落87の集落をまちが全て網羅しようとするとなかなかこれは87もありますから、なかなか難題なことであろうかと思ひます。

そういった意味で、集落はいわゆる目を離さないことは事実でありますけども、その地区において、地区の皆さんが今度は自分たちの地区の集落を大事にするということです。これは大事なことです。今谷口議員がおっしゃったことは、改めて私も地区振興協議会の皆さん、あるいは財産区議員の皆さん、あるいは公民館の皆さん等々そういう地区の集まりの場で、改めて皆さんの地区の集落をまず目を向けてほしいという提案をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 20年。二十歳を迎えたわけですので、もとにかえることも足元を見かえすことも必要でありますし、また将来を展望する大きな節目であろうかと思っておりますので、この辺については町長、認識共有しておりますので、ぜひとも大胆に進めていただきたい、こう思います。

最期に、智頭町における定住環境の整備と支援策はどうかについて伺います。

人口減少が避けて通れないことは、今さら議論する必要はありませんが、将来に対する施策によってその数字に変化をもたらすことは、智頭町の取り組んだ8年間の成果の一つとしてあらわれています。

人口減少対策に具体的表現として移住と定住が熟語として使われるようになった近年、移住環境の整備は、県などの支援もあり、制度的にはかなりの整備ができつつありますが、既に町民として暮らしている町民に対し、流出防止の一工夫が必要と考えます。みずから考え、自立を目指す地域づくりの必要性を感じます。この質問は、前の質問とも重複する部分もありますが、その具体策がありましたら町長のご所見を伺います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 先ほど述べたとおりでありまして、谷口議員のみずから考え、自立を目指す地域づくりの必要性、その具体策、それから定住環境と支援策について、こういうことであろうかと思っておりますけども、今先ほどお話しいたしましたとおり、1/0村おこし運動というのは智頭町の原点であることには間違いありません。でありますから、集落及び地区振興協議会の運動を通して、地域・集落全ての地区が、行政と協働して地域の課題に邁進していくということであろうかと思っておりますので、先ほど申し述べたと同じ意見になりますけども、議員おっしゃることはもっともだと理解いたしましたので、そういう体制をとらせていた

だくということでもあります。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 先ほど大河原議員の質問にもございましたが、百人委員会、これは一つのまちが町民の視点を借りた行政の進め方として、非常に大きく評価もできますし、先ほどのゼロイチも同様であろうというふうに思っております。この部分というものがまちのいわゆる姿勢であるということの中で、移住者を迎えることは当然あるわけですが、その移住者でない、以前からずっと住んでいる町民の皆さんがこのまちに誇りをもって日々暮らせる環境づくりというものが、どちらかと言えばかすんでいるのかなというふうに私としては思うわけです。それなりの施策それぞれの施策はいきいきとしてある部分があるんですけども、もう少し、その部分に不足部という表現を入れました。やはり住むということには、そこにくりつけられて嫌々住むではなしに、やはり自分自身が誇りをもって、ここに住むには本当に楽しいあるいはこれから先も夢も語れる環境があるからなんだと。ただ単に先祖伝来だからと嫌々住むではなしに、そういった部分というものをつくっていただきたいな、表現していただきたいな、あるいは提案をしていただきたいなと思いますので、その辺のところいま一度お願いします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 要は、移住者という言葉も出ましたけども、それはさておきまして、この地に生まれた方、あるいはこの地にお嫁さんに来て年寄りになれる方、要するに、智頭町で今まで住んでいただいた方が、本当に智頭町でよかったという思いをもってどれだけもってもらうかがまちづくりの私は原点であろうかと思っておりますので、そういった意味では、いわゆる智頭の地元の方を疎遠にすることは相成らんと。そういう中で、今地方創生というテーマの中で、移住策というそういう課題も出ております。それをうまくミックスするようなそういうことを注意深く検索しながら進めていきたい。このように思います。

○議長（酒本敏興） 7番、谷口雅人議員。

○7番（谷口雅人） 前の質問の中に平尾議員のほうからも行政視察における東京都奥多摩町のことがありましたが、私もちょっと目を引くことがございました。ひと・まち・しごと総合戦略の基本戦略の基本目標3の中に、施策2として「地域（自治会等）ということにおける女性の活動の充実」という部分に非常に私は

目を引きました。これ百人委員会にも相通ずる部分がございますし、これは一つの環境づくりの中に、女性の視点のまちづくりच्छゅうのは意味あることであるというふうに思っております。ヒアリングがありまして、最高1事業当たり1,000万円までの部分ということの中で、結構百人委員会と相通ずるものを持ちながら、女性の視点というふうに限定的ではありますが、表現が具体的にあるというのは、私としてはその時点で議員も皆さん知っておりますけども、私としては目を引くものでありました。その辺のところも含めて、これから先、幹部の中での議論として共有していただけて具体化できましたらということで、時間がないので、以上で質問を終わります。

終わります。

○議長（酒本敏興） 以上で、谷口雅人議員の質問を終わります。

暫時休憩をします。

13時開会です。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、徳永英太郎議員の質問を許します。

9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） まず、10月21日に発生した震度6弱の鳥取県中部大地震により被災された多くの皆様にお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、もとの生活が取り戻されますことをお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして大きく二つの質問をいたします。

初めに、障がい者に優しいまちづくりについてお尋ねいたします。

障害者基本法では、その第1条に「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする」とあ

ります。

障害のある方にとって、気軽にまちの中に出ていくためには、トイレが大きなネックとなります。一番身近なトイレの例を今回は例にとりましたが、本町における障がい者のトイレの現状をどのように考えておられるのか、町長にお尋ねいたします。

以下、質問席にて質問いたします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 徳永英太郎議員の障がい者に優しいまちづくりについてお答えいたします。

お答えのように、障がい者に対しては優しいまちでなければならないことは言うまでもありません。町内の公共施設の多くが障がい者用トイレを整備していますが、十分でないことは認識しております。今後も、未整備の公共施設については、必要性や優先順位を検討しながら整備をしていきたい、このように思っております。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 多くの公共施設が整備をされているというふうに言われましたけど、私はそうは思わないんですね。役場で言えば1カ所、センターに1カ所。近くではそれだけではないでしょうか。あと私が確認してる限りでは、あと公共的な施設で病院とか学校とか別としまして、身近な施設と例えば、役場とかこのセンターみたいなのもすぐ浮かんでくるんですが、そこには各1カ所であります。

役場については、わかりやすいトイレのマークや表示がありますが、このセンターについては、自動販売機が影になって確認しづらいんですね。それもやはり、本当に真の意味では優しいまちづくりにはならないと思うんですね。障がい者に対応したトイレといいますのは、車椅子で入れてというのが前提だと思いますんで、洋式に改良されているからそれでいいというふうではないと思うんですね。

第3条を見ますと、第3条の1に、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」そして2番目に「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられな

いこと」とうたっております。

活動に参加する機会を妨げるものであってはならないと思うんです。そのことを第6条に「国・地方公共団体の責務」として次のようにうたってるんです。「国及び地方公共団体は、第1条に規定する社会の実現を図るため、前3条に定める基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する」というふうに書いてあるんです。この文言について町長はどのように認識されておりますでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今徳永議員がおっしゃるとおり、第3条等々定めたということではありますが、当然これは否定すべきものではございません。しかし、そうは言いながらも、本町のみならずなかなか全て完璧に網羅というのは正直なかなかできてないのが現状ではなかろうかと。今おっしゃったように、そのトイレだけしてもそこにトイレに行くまでのスロープとかそういうことになると、なかなか古い建物に急遽そういうことをやっても、なかなかうまくいかない部分があります。また、昔のことですから狭い等々いろんな状況がありますので、おっしゃるとおり完璧とは決して申せないということで、議員がおっしゃるとおりそれは間違っていないということはお認めいたします。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 先月でしたでしょうか、赤十字奉仕団で郡の身障者の運動会にボランティアで参加したんです。本町では車椅子の方おられなかったですけども、他町から車椅子の方が来ておられて、本当に一般の方と同じように、同じようにといたらちょっとあれですけども、本当に楽しそうに運動を、あくまでも障がい者のための運動ですから、過激な運動ではないんですけども、本当にいきいきと運動されてた。これに共感を受けたわけですし、そのためにはやはりどうしてもトイレというのが一番現実的な問題になってくるんです。

だから今回はあえてトイレのこと言いましたけども、それとともに、駐車場についてもやはり身体障がい者用の駐車場といいますか、ハートフル駐車場というんですけども、町長ご存じでしょうけども、役場の国道べりにあります。それからセンターのところに入り口にも1カ所あります。このたび役場の裏側に2カ所できました。この緑のこういうマーク。こういうマークがついてるんですね。ですからすぐわかるんですけど、これは身体障がい者とかにかかわらず、いろんな

障害をもってる方が使っていただけるというふうな駐車場なんですけども、利用できる方、これは鳥取県はハートフル駐車場というふうに言ってますけども、これは県によって違うそうでして、島根県は思いやり駐車場ですし、岡山県はホットパーキング岡山駐車場というふうな呼び方をしてるそうです。利用できる方は、身体障がい者、知的障害、精神障害による歩行が困難な方、あるいは発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意等が必要な方ということで、また要介護・要支援認定を受けた高齢者または難病患者等で歩行が困難な方、こういう方も5年置きに更新ができると。さらに、一時的に歩行が困難であったりということで、けがをされている方、例えば松葉づえをついている方とか妊娠されている方、こういう方も車椅子で出かけるときにはこのマークをいただければその駐車場が使えるということで、本当にこれはどうですか、障がいのある方とか自分でなかなか動きがづらい方には本当にいいと言いますか、使い便のいい駐車場だと思っうんですね。

初めトイレのことを言いましたけども、トイレについてもそれからこのハートフル駐車場についても、町長が常日ごろ言っておられるやはり福祉のまちづくりということに通じてくると思うんです。それで、先ほども言いましたけども、やはり町公共団体の責任として、やはり総合かつ計画的に実施する責務をもつということですから、いきなりやってくださいといってもそれはなかなか無理なことなんで、やはり計画的にこういう施設を改修といいますか、改造といいますかしていくことは必要なことじゃないんだろうかなというふうに思うんです。改めて町長のお考えをください。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） もう議員のおっしゃるとおりであります。要は弱者に優しいまちでなければならぬ。そういう観点から今申しましたように、町内の公共施設の多くは障がい者用トイレを整備しているにもかかわらず、まだまだ十分でないということは私自身も認識しております。それから、今申されましたセンターのは非常に確認しづらいというご指摘をいただきました。そういうことの小さいことがとても大事だと思いますんで、そういう面でも、神経を集中させて弱者に優しい、光を当てるようなそういう思いで事業に当たりたいと。これからも必要性や優先順位を検討しながら整備をしていくということになるかと思っいます。



○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 確かにちっちゃいことなんですけど、役場の前のハートフル駐車場は少し勾配があるんですよ。傾斜がね。あれもやはり障がいのある方にとってはハードルになるんじゃないかなというふうに考えますし、それからこのたび新しくできた、本当に新しくできたことについてはそれは敬意を表しますし、ですけども屋根もあるんでこれは本当にいいんですけども、役場に入るにはちょっと車椅子で遠いんです。裏からずっと回って入ってこなきゃいけないという事で。ですから、センターに入るについても中の小さいところを歩いていかんと、車椅子で通らんといけんみたいな感じになるんで、せっかくつくっていただいたんですけどもちょっと使い勝手が悪いかなみたいな気はしております。

それと、病院にあるハートフル駐車場も7台分用意してあるんですけども、雨避けがないし、ですから小さいことなんですけども、障がいのある方にとっては、車から出て車椅子で傘を差していくまでにそれなりの時間がかかるんです。そうすると、雨が降ったりしてるとやはりどうしてもぬれてしまうということで、私はできたらもっと近くにあるひさしの中、今はどういうんですか、ピロティでもないし、ちょっと歩けるような形にはなってるんですけども、ああいうスペースにそのハートフル駐車場があれば、障がいのある方や一時的に歩行困難な方にとってはやはりありがたいんじゃないかなあというふうに考えるんですけども、病院の駐車場については確認はされて、わかりませんですね。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 病院のその7台ということでありまして、申しわけないんですけども正確に今ぱっと出ません。それとおっしゃることはよくわかりますし、間違いのないと思いますけども、今はいわゆる弱者に優しい光を当てるといって、これは日本の常識的な問題になります。ところが以前は、なかなか弱者に対しても光がなかなか当たらなかった時代、そういうときに建てた建物というのは、本当にもうまるで無視した建物なわけでありまして。戦後建てて。そういうところに、やはりこの今の時代にそこをしようと思ったらなかなかこのスペースも取りにくいということ、それから全く新しいまちづくりを今、更地からやれということ、割りとおっしゃることは完璧に近くできると思います。そういった意味のハンデをもってありますんで、決しておろそかにしないで、これから私も早速、病院の7台というところも見ますし、それからセンターの見にくいというところも見

ます。そういった一つ一つをクリアしながら、この障がい者に優しいまちづくりというテーマでやりたいと思います。

以上です。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） ちなみに、このハートフル駐車場の利用証を、これは今まで町で150ほど出てるんだそうです。ですから、150というとなかなかそれが多いのか少ないのかというのは判断がしづらいんですけども、150人の方がこのハートフルの利用証をもっているということなんで、そういう方たちにとっては、非常にありがたいまちづくりになるのではないかなと思います。

それで、続いて地域防災計画においても、各地区の公民館あるいは各集落の公民館は、やはり一時避難所に指定されているんです。ですから、その災害のときにも、どういう方がいつ避難して来られるかわからないことになりまして、身障者の方のためというだけでもなしに、特に高齢者、足腰が悪い高齢者の方もおられます。そういうふうな方たちに対して、公民館が建てられてからかなり年月がたって古くなって、改修せないけんという公民館が結構あると思うんですね。そういう公民館の改修に対して、町として何らかの助成制度みたいなものができたら、この改修も、洋式トイレとか身障者用のトイレとかの改修も進むんじゃないかなとは思いますが、この考えにはいかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 各地区公民館につきましては、今後改修をしていくということとしております。

また各集落の公民館につきましては、先般、福祉懇談会でご意見が出ました、具体的に。そういうご意見を踏まえて、トイレの改修を初め、段差の解消や手すりの設置など、障害のある方や高齢者が利用しやすい施設となるよう、希望する集落に対して、現在新たな補助制度の構築を進めております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 今の答弁を聞いて、本当に障害のある方や高齢者の方はありがたいなというふうに思われると思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

児童・生徒の運動部の活動について、教育長にお尋ねをいたします。

生涯にわたってスポーツに親しみ、体力の向上や健康の増進を図るとともに、個々の自主性、協調性、責任感、連帯感などの育成を図ることができ、豊かな人間関係を築くなど、健全な育成を図ることができる大変有意義な教育活動であると考えております。しかし、少子化による児童・生徒数の減少、顧問教員数の減少、専門性を有する顧問教員の不足、生徒のニーズや保護者の要望の多様化など、課題がたくさんあると考えますが、どのような認識をお持ちか教育長にお尋ねをいたします。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 徳永議員の児童・生徒の運動部活動についてお答えをしたいと思います。

この件に関しましては、平成23年10月に中学校のほうから、運動部の活動を幾つか見直ししたいという提案がありました。この提案を受けて、中野ゆかり議員、また徳永英太郎議員に、24年に同様の一般質問をお受けしたところであります。

まず、少子化による生徒数の減少であります。生徒数の減少により生徒にとって部活動の選択肢が減ること、団体競技でチームが組めなくなることは非常に深刻な問題であると認識しております。智頭中学校の生徒数は、平成22年、221名でありましたけども、翌23年には195名と200名を割り込み、その後も平均すると、毎年10名ずつ減り続け、今年度148人という現状であります。この148というのは、中学校の中でも小規模校に属するわけです。今年度から小規模校扱いとなっております。この間、平成24年度に部活動に関する見直しを行い、24年から25年にかけて男女のバスケットボール部、水泳部、剣道部、この4つの部の部活動を廃部としております。

次に、顧問の教員の中でも、専門性を有する顧問教員の不足についてであります。中学校の部活動の第一義的な狙いが、スポーツや文化及び科学に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資することであることを考えますと、顧問教員の専門性はあるに越したことはありませんが、一部の運動部を除けば難しいのが実態であります。ただ、生徒の安全面や教員の負担の軽減のためには、顧問教員の不足はあってはならないことでもありますので、智頭中学校では、土日にも大会等の活動がある運動部と吹奏楽部について、全ての部で複数顧問制を取っております。

また、中学校の教員の負担を軽減し、専門的な視点から技術指導を行えるよう、現在運動部に2名、これは野球と女子バレーでありますけども、2名の地域指導者をお願いしているところであります。

続いて、生徒のニーズや保護者の要望の多様化についてでありますけども、生徒数の減少とは逆に、生徒のニーズや保護者の要望、どちらもニーズですけども、多様化の傾向にあるのも事実です。現在智頭中の生徒の中で、学校外の体育的な活動をしている競技種目は、バドミントン、競泳、水球、硬式野球、サッカー、空手道があります。これらの活動に参加する生徒の多くは、中学校では陸上部に所属し、学校外での活動のない日は、陸上競技を通して運動能力の向上に取り組んでいるところであります。なお、これらの競技のうち、中学校体育連盟主催の公式大会であるバドミントンと水泳については、中学校長名で大会への参加申し込みを行い、引率教員をつけて大会に参加させています。

智頭中では、中学校教育の使命である、生徒に確かな学力、健やかな心と体を育成するということを実現するために、部活動は学習指導とならんで重要な活動であるという認識のもと、特に力を入れて臨んでおり、智頭中に部活動がない競技の大会参加についても、保護者の要望を受け入れながら最大限の配慮をしているところであります。

今後も生徒数の増加がなかなか見込めない現状ではありますけども、実態として新たな部の創設は考えにくいのも事実です。しかしながら、生徒、保護者の多様なニーズに対して、その都度、中学校と教育委員会とが協議しながら前向きに対応していく所存です。

以上です。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 想定された答弁ではありますけども、ここに和歌山県の中学校部活動のあり方に関する有識者会議というのがあるんですね。これはまとめてちょっと厚いんですけども、概要を見ますと、課題として今言いましたけども、少子化による生徒数や顧問教員数の減少、それから同じことを言いますが、専門性を有する顧問教員の不足、生徒のニーズや保護者の要望の多様化、一部に勝利至上主義による弊害、それから生徒のバランスの取れた生活や成長の確保、顧問教員の多忙化、なくなる体罰・不祥事ということで、課題としてこういう課題があるということは、智頭でもどこでもそれは変わらないと思うんです。

ただこれは和歌山県ですので、いろんな学校を有するんで考え方はちょっと変わってくるかもしれませんが、本町は小学校も中学校も1校ずつあるということですから、学校間の子ども同士のやりとりとか何とかというのは、ここでは考えなくていいんでしょうけども、中学校の運動部活動のあり方に関する課題の整理と今後の取り組みということでは、いかにその部活動の狙い、これを生徒、教師、保護者が再確認をするか。それから活動の方向性をどのように持っていくか。運動部の活動を支える環境の整備をどのように考えるか。運営体制の充実、学校、生徒、保護者が共通する理解の場での設定ということですね。

それから、中学生の発達段階に応じた望ましい指導のあり方を、どのようにやったらいいかというふうなことはこれは1町に1校であっても、これは考えていかなければならない問題であると思うんですね。特に、発達段階ですので、朝から晩まで毎日毎日ということは、子どもにとっての発達に余りいい影響はないと思うんで、そこら辺をどのように指導をしていくかということも課題にはなるんじゃないだろうかと思うんです。

中学生の発達段階に応じた望ましい指導のあり方なんですけども、せめて1週間のうち1日は休養日を設けるとか、あるいは練習時間は1日何時間を目途にやるのかみたいな、余り細かいことを決め過ぎてはいけないと思うんですけども、ある程度そういう方向性を持っておかないと、本当に部によっては極端な方向に走ってしまうという、そういう恐れもないわけではないんですね。そのあたりを教育委員会や学校や保護者が、どのようにしたらいいかということを考えるということも必要なことじゃないかと思うんです。これについてはいかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 先ほどお話にありました指導のあり方ですけども、部活動のあり方、方針決定については、1町1中学校であることから、毎年部活動実施要項、こういうものを定めて教員の中では情報共有する。それから、これを元につくりました部活動オリエンテーション資料。こういうものを生徒、保護者が見て、部活動の狙いやルール、活動時間、休日の練習等を定め、顧問教員と生徒たちの共通認識のもとに節度ある部活動の運営をしているところであります。

教育委員会としましては、中学校の学校経営方針を尊重しながら定例の校長園長会、月に1回設けておりますけども、この中で十分な意見交換を行い、必要な指導もその都度行っているところであり、大きな組織になりますと、指針という

ようなものを設けるまちもありますけども、智頭町にあっては、こういうような実施要項で対応しているというのが現状であります。

以上です。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 部活動の実施要項があるからというお話ですけども、今までに言ってきたようないろんな問題点を解決するために、有識者といいますかそういう方たちに、目的や意義などを含めて、部活動のあり方について教職員や保護者、いろいろな立場の有識者の方々の意見を聞くなど、本町としての考え方を集約しておくべきではと考えます。

先ほどの話では、部活動の実施要項があるから1町1校だしいんだよということでしたけども、もしものとき万が一のときにはそういう要項ということでもしに指針みたいなものがあって、それをそれぞれの立場で確認した上でやっておけば、もしもがある意味では防げるんじゃないかなというふうに考えるんですけども、有識者会議のあり方といいますか、設置についての考えは考えられないものでしょうか。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） この部活動の実施要項につきましては、毎年見直しを行っております。その都度都度、時代に合う実施要項というものを定めて運用しているところであります。先ほど出ました有識者でありますけども、どういう方が有識者なのかということとはちょっと疑問になるところですが、中学校では学校評議員会を設けております。このような中でもこういう体育活動、それから文化活動、こういう部分もいろいろと評議をさせていただいているところです。

また、定例の教育委員会におきましても、定例的に学校のほうに赴いて、学校長なり教員のほうから、そういう実態も把握しながら対応しているところであります。今のところは実施要項を設けて要項がこうだからということで、がちがちにいきたくはないという気持ちであります。

以上です。

○議長（酒本敏興） 9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 何でもかんでもそういう要項とか何とかつくって、がちがちに固めてという意味ではありません。我がまちの宝である子どもたちがすくすくと成長するために、みんなで見守るべきではなかろうか。その上での一つの

考え方でありますので、ぜひまた考えを新たにさせていただいたらと思います。  
終わります。

○議長（酒本敏興） 以上で、徳永英太郎議員の質問を終わります。

次に、高橋達也議員の質問を許します。

2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） 議長の許可を得ましたので、通告に従って順次質問をいたします。

初めに、今般の大麻事件の反省と対応について町長にお尋ねをいたします。

事件を起こした本人に非があることは当然でございますが、これに至る過程において、町として反省すべき事項をどのように認識しているのか、町長の見解をお尋ねいたします。

以下は質問席にて行います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 大麻事件の反省と対応ということではありますが、大麻草の栽培等に関して、県と連携しながら監視や指導を行ってきましたが、今回の事件はまことに残念としか言いようがなく、町民の皆様に多大なご心配をおかけしていることを本当に心苦しく思っております。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） 今の答弁中ですと、町長の以前からたびたびお聞きしておる所感と言いますか、お気持ちを述べられたというふうに思いますが、反省という意味では余り意味合いがなかったかなという気がしますがどうなのでしょう。こういうところがもう少しまくいっとったらよかったかなとか、いろいろ思いがあるんじゃないかとは思いますが、その辺いかがですか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） この事件は、全く予期せぬ寝耳に水のような、そういう状況でありました。町と県が責任を持って監視をするエリアについて、そこから別の大麻が出たのか、あるいは監視以外の、防犯カメラや柵をした、その外から起こった件なのか、正直我々には全くわかりません。そういった中で反省ということですが、当然私も今言いましたように大変心苦しく思っております。しかし全容がわからない中で、どう対処していいか非常に戸惑っておるのが正直な気持ち

であります。ただ、本当に心苦しく思っておることは事実でありますし、別にわかっていることを隠すとかそういうことも全くありません。今言いましたように、町民の皆さんに多大なご迷惑をかけておる。大変心苦しく思っておる。これが全ての私の気持ちであります。

○議長（酒本敏興） 2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） 町長もよくご存じだと思うんですが、11月30日に県議会があって、本会議の答弁で知事が「県として反省すべき点が多々あった」という答弁をされておるんです。ですから知事とすれば、反省すべき事項が多々あったという認識を公にしておられるわけで、本来、町長も何がしか反省の思いは持っておられるんだろうと思いますが、今答弁中にありました、全貌が明らかになっていないからということがありましたけれども、本当は私は町長なりの反省の弁をそろそろ述べられる時期でもあるのかなという気はあったもんですから、質問したわけです。これ以上はきょうは触れませんが、

もう一つ、なぜこういう意図の質問をしたかというのに、ちょうど今地元新聞の読者の方が投稿される今月のテーマが、反省というテーマでいろいろ募集して載せておられます。その中に、新聞社がその読者コーナーに、この12月のテーマは反省ですよという意味の投稿を呼びかける中に、「反省なくして進歩なし」と書いてあります。まさに私はそういうことだろうなと思って町長にお尋ねしたわけです。いずれそのうちといたら語弊がありますが、町長なりの反省の弁が聞けるであろうと思いますから、またその機会をお待ちしますが、本当はきょう何がしかの反省が聞きたかったというところでもあります。

次にいきますが、町は県が栽培免許の取り消しを行った当日に、ホームページで町民にお知らせを行っております。告知端末で放送されたということですが、ちょうど私聞いてなかったんですが、恐らく同じ内容の放送をされたんじゃないかと思います。そのホームページの中に「今後、捜査状況の詳細が判明次第、改めて町民の皆様にお知らせしたいと思っております」となっております。このことが先ほどの町長の答弁の中にも、意味合いとして含まれておるんだろうと思って聞きましたけれども、私が思いますのに、要は、今後捜査状況の詳細が判明するという時期は誰しもわからんのです。意外に早くわかるかもしれませんし、結構長くてそんな事件があったなというころに判明するんかもしれません。いずれにしても、詳細が判明してから改めて町民にお知らせするということがどうかなと思う



んです。ちょっと対応が遅いのかなというふうに思っております。

そのホームページのお知らせの後も、我々町民は、議会は先般も説明がありましたけれども、報道によって状況を把握するのみなんです。ですから新聞報道、それから11月下旬にテレビでも放映されましたけれども、ああいうことを通してのみ今の状況がわかるという状況なんです。ですから、捜査状況の詳細判明というのを待たなくても、本当は現時点における町の反省事項の表明ですとか、先般全協で我々には説明がありましたが、交付した補助金の内容、内訳ですね。今後の扱いの方向性、地元特に八河谷になりますが、対応方針など、順次町民に情報提供すべきじゃないかと思うんです。この点について町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今高橋議員のご質問は、正直申しまして、傷口を金のたわしでこすられるような、非常につらい気持ちで今こうやって答弁をさせていただいております。決して私は逃げるつもりはありませんし、素直に全く、今回の件は例えば県警であれ、そういう面では多少なりともいろんな情報が入ってくる。しかし今回は、国の麻薬Gメンという国の組織で事が進行しております。それについて、我々はどうやってそういう情報を得ていいのか、県すらなかなかわからない。ましてや新聞社の方もどこまでわかってらっしゃるか。これもわからない。

そういう中で、反省はと言われても、その反省のこれこれこうでこういう状況であった、これは本当にという真相がわかってのことになれば、私も素直にこういう点、こういう点、こういう点ということを申し上げると思っておりますが、全く状況がわからないという中で、反省の弁が聞けないということはちょっとつらい部分があります。

また10月23日、即、八河の皆さんに申し込みをして、八河谷住民20名の方がお集まりでした。私どもは町長、副町長、総務課長、企画課長、山村再生課長、それから主事の國岡、この6名で八河に公民館にお伺いいたしました。産業用大麻の栽培に至った経緯、これは経緯は説明はできました。なぜ、どういう思いで産業大麻の認可を知事から受けたか。これは、まちづくりの戦略という意味でお答えいたしました。しかし事件の経過については、なかなかわかりづらい面がありましたので、わかる範囲ででしたけれどもこういう事件が起きたんだと、これを県の福祉部長から私は直に連絡を受けて初めて知ったというようなこと、こ

れ以上なかなかお話が前に、どうお話ししていいかわからない。わからないことはわからないわけですから、という状況でありました。

今後の対応についての協議は、いろいろ八河の住民の方からお話がありました。それを逐一メモいたして、大きく言うと今後の農地利用等について、まだ詳細がよくわからない。しかし、詳細がわかってどういう状況かというような点になったら、また対応しなきゃいけないというようなことで。それ以上は本当に申しわけないですけども、町民に説明しろと言われても説明のしようがないんですね。非常に私も正直、高橋議員がおっしゃるように、反省とそれから捜査状況の詳細についてと言われてもお答えができないということで、議員はご不満かもしれませんが、詳細がわかって判決が下る。どういう判決かわかりません。それにとって、またご説明をする機会がある。

それから、県の補助金についてであります。県のほうからこうきた。今回この議会に上程しておるわけですから、それを町民の方にまだ議会も納得していただかないのに、町民の方にどうこうというのはちょっと何か寂しい気がするなど。要は反省しろということでしょうけども、反省はしております。しかし、しばらく様子かわからないものが反省しても本当の反省にならないと思いますので、私は逃げることなく、真相がわかれば、こうべを垂れて真面目に反省すべきところは反省する、そういうふうに毅然とした態度で逃げることなく、町民の前でもどの前でも出ようと思っております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） さっきの町長の言葉を借りてあれですけども、何か傷口を広げるような質問を私がしておるっておっしゃいましたけども、私決してそんな意味合いでしとるもんじゃないんですね。そこは理解していただきたいと思いません。

それから、捜査状況の詳細を知らせてくれと言っとるわけでもないですよ、私は。そらわからんわけですから。そこをもうちょっと、そういう意味で質問しとるんじゃないということだけは、わかっていただきたいと思えます。

補助金の件も、やっと先般説明があつたんですから、まさにおっしゃるように、これから議決した暁には、何らかの形で町民の皆さんにお知らせされるべきでないかと思うんです。ですから、順次その情報提供すべきじゃないかというのが、

私の質問の趣旨ですので、余りぎすぎすとらわれないようにしてください。そういう意味で言っとるんじゃないんです。

とにかく私、一口で言うと、いろんなことを順次町民に情報提供していくということが必要であって、そういうのが今風の行政機関の姿勢だというふうに思っております。このことは一応指摘はしておきます。以上で本件につきましては終わります。

次の質問に移ります。

綾木長之助翁のマラソン大会記念品の収集展示について、教育長にお尋ねいたします。

9月議会の私の一般質問におきまして、綾木杯マラソン大会の復活を議論しました際に、長之助翁の優勝記念品を、ご家族が本町、または長之助翁の出身地である西栗倉村に寄贈したいということの意向をお持ちであるということ、私が紹介いたしました。その後改めて意向を確認いたしましたところ、寄贈ということではなくて寄託という意向が強いことがわかりました。優勝記念品は綾木家の宝だとおっしゃいました。宝なので、一旦は町に寄贈すれば、町のものになってしまうから、もしやっぱり返してくださいという気持ちが揺らいだときに、もう返ってこない。ですから、預けるという意味で寄託ということをおっしゃいました。そういう意味で使い分けとるんですけれども。

話の中にお聞きしたのが、東京オリンピックの年に当時、日本陸連の会長が河野一郎さんがされとったそうです。それから本県選出の代議士の古井喜実さん。何か招待を受けられたと。ということもあって、特に思い入れが強いんだと、記念品に対する。ということをおっしゃっておられました。

この9月議会でも言ったかもしれませんが、2020年の東京オリンピックの開催に向けまして、今後スポーツの機運が盛り上がると思います。このスポーツ振興のためにも、本町として早期に寄託を受けられて展示を行ってはどうかと考えますけれども、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 高橋議員の綾木長之助翁マラソン大会の記念品の収集展示についてお答えをしたいと思います。

前回の9月議会でした。確かに大会の復活についてお話があり、その中で記念品の寄贈の話が出てまいりました。明治42年、当時岡山県の西栗倉村坂根に生

まれられた金子長之助さんが、日本で初めてマラソンという名称がつけられた公式マラソンレース、第1回マラソン大競争にて初出場初優勝されて、後にこの方は八河谷の女性と結婚され、八河谷の住民となられて綾木長之助氏となられたこと。また、当時からこの長之助氏は郵便配達のお仕事をされ、郵便局員の中でも評判の健脚であったということは存じ上げております。

本町では、この故綾木長之助氏の功績を検証するとともに、青少年長距離選手の育成強化と町民スポーツの振興、健康増進を目的に、昭和41年から毎年秋に綾木長之助杯マラソン大会を開催し、長距離ロードレースの幕あけを告げる大会として、広く町内外に親しまれてきたところでありますが、平成16年第39回をもって諸般の事情により中止となって現在に至っております。

今回、この綾木長之助氏の優勝記念品を本町か、お隣のご出身の西栗倉村に寄託されたい意向があるとのことですが、優勝旗につきましては東京の国立競技場秩父宮スポーツ博物館に保存してあるとの情報もありますし、綾木長之助氏が優勝されたのが1909年、明治の42年。今から107年前ということですので、どのような優勝記念品が残されているのか、今もどのような状態で保存してあるのかわかりません。

教育委員会としましては、綾木長之助翁の偉業を風化させてはならないの思いから、町民体育祭の競技種目の中に綾木杯町民マラソンの部を設けて、綾木氏の功績と名称を引き継がせていただいているところですが、先ほども出てまいりました綾木家の貴重なお宝であるこれらの記念品の内容、状態、ふさわしい活用方法、公開の仕方等、情報と具体案が乏しい現時点で寄贈にせよ寄託にせよ、軽々にこれらの大切な品々をご提供いただきたいということは、ご遺族に対して大変失礼であると考えます。したがって、今後町体育協会と関係団体とも協議しながら、ご厚意に対しどう対応するのか検討させていただきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） 9月議会のときにもちらっと言ったかもしれませんが、大體教育長の答弁長いんで、答弁書がそうなるせいでしょうけど。前半の部分はもうどうでもよかったんですね。

今おっしゃった、そもそもどんな記念品があるかわからんと。私もわかりませ

ん、そりゃ。全部見たわけじゃないです。ただ、ちょっと目録とか一部分拝ませてもらったことがあるんですよ。今覚えとるだけ言いますけど、まず当たり前かもしれませんが、選手証。あなたは確かにこの大会の選手ですという選手証。証明の証です。それから、優勝賞金、その優勝された賞金。何ぼかあえて言いませんけど、それが包まれてあった封筒。さっきおっしゃった110年近く前の古いことですから、今のお金にすれば相当な額になるんじゃないかと思えますけれども、そんなんがありました。それから副賞品の目録という書き物がありまして、優勝旗が2本と書いてありました。ですからそのうち、ひょっとしたら1本が東京に置いてあるのかもしれませんが、主催者の新聞社が出された優勝旗。それから地元の企業の、ちょっと会社名忘れましたが2本ありました。それから金時計、銀びょうぶ、総桐たんす等々、いっぱい書いてあったんです。全部見ませんし、よう記憶もしませんし、結構あるみたいなんですよ。

何か教育委員会のほうから話を持ちかけるのが、綾木家にとって失礼かもわからんみたいな遠慮っぽいご意見があったんですけど、そんなことありやしませんよ。むしろ向こうのほうがそう言うっておられるんですから。どうぞ町のほうにお預けしますから、展示して皆さんに見てほしいって言うておられるんですから。その辺気にされんでもいいと思います。体育協会さんやと今後、主に検討してくださいればいいんですけど。

ですから、1回連絡取られて、今後もし展示を検討しようと思ったときに、一応判断材料の一つとしてちょっと教えてくださいなという感じでもいいじゃないですか。一応連絡取られて、よく確認されることからスタートされてもいいかもしれませんよ。その上で、立派なもんがあり過ぎてとてもとてもすぐには恐れ多くて、展示はすぐすぐにはいきませんになるんかもしれませんし、いやいやあるいはこれとこれとこれぐらいだったら、そう遠くない時期にでも展示の可能性がありますとか。その辺からスタートされたらどうですか。どうですか、教育長。

○議長（酒本敏興） 長石教育長。

○教育長（長石彰祐） 私のほうも当時の記録を見てみました。優勝旗2さおつていうんですかね、2本のほかに賞金。それから、さらに副賞として金時計、荷車、たんす、銀びょうぶ、万年筆、下駄、草履、酒一斗ですね。そういういろいろな品物があって、51品目あるそうです。賞品は手に持ち切れなんだったので、汽車で佐用駅まで運んで、そこから40キロの道のりを半日かけて運んだとか、そ

ういうことも記録にあります。

どのような品物があるのか。例えばその優勝旗であったり、表彰状であったり、記録証であったり、そういうようなものは具体的にこのマラソンと位置づけが、わりかししやすいとは思いますが、たんすを飾ってみてもびょうぶを飾ってみても、ちょっとピンとこん。場所と時と場合によると思いますけども、確かにすごい賞を第1号で取られたということは感じております。先ほども申しましたように、今後、町の体育協会等とも協議しながら、この厚意をどう向きに対応させていただくか検討してまいりたい。接触も含めたところで検討してまいりたい、このように考えます。

以上です。

○議長（酒本敏興） 2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） 教育長、最初の答弁で余りどんなもんがあるか知られん言いながら、結構調べてあるじゃないですか。私以上に実態よう知っておられます。まあいいです、ありがたいことで。ぜひ前向きに展示が実現するように、進めて行っていただきたいと思います。

今回くしくも八河谷特集のような質問になりましたけれども、展示が進みまして町民の皆さんが郷土の偉人、偉業をしのぐようないい機会になって、なおかつスポーツ振興になればという思いがありますので、ぜひ前に進めて行っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（酒本敏興） 次に、岸本眞一郎議員の質問を許します。

8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 先ほどの同僚議員の質問で、町長にとっては非常に生傷をえぐられるような質問だという話でしたが、私も、この産業用大麻についての質問をさせていただきます。

智頭町に大きな衝撃をもたらした大麻事件ですが、町長と議論を交わすに当たり、これまでの経緯を述べながら質問を行います。

上野俊彦容疑者は元営業マンで、世界50カ国訪問後、食の大切さに気づかされエコビレッジに合流。大麻栽培免許を保持する会社法人のもと、大麻栽培や麻マヨネーズの生産に従事していたが、東北大震災後、子どものためには自給自足の生活がよいと考え、田舎で農業をやろうと思い、群馬県から2012年3月智

頭町に移住してきた。

そうした中で、智頭町では、60年前までは麻栽培が盛んに行われていたことを知り、産業用大麻で伝統の復活とまちおこしをと、2013年に入ってから町に強く働きかけ、町は大麻栽培免許取得のプロジェクトをスタートさせ、県に申請を行い、若干の懸念を持っていた知事を説得して、2013年4月に免許を受けた。

そして、本格的に産業用大麻を栽培してきたが、2年半後の本年10月4日に、麻薬成分の入った違法大麻88グラムを所持していたとして逮捕された。同時に、同じ容疑で従業員2人も逮捕された。また同じころ、岡山県、高知県、大阪府で上野容疑者の講習会に参加をしていた4人も逮捕され、一大センセーショナルな事件として大々的に新聞、テレビ等で報道され、智頭町の名前が全国に知れ渡ってしまいました。

このことは町民に大きなショックを与え、許可を出した鳥取県にも大きな痛手を負わせてしまうことになった。平井知事も、今回の件は反省するところが多々あると話しているように、本町でも今回事件をさまざまな角度から検証し、大きく落とした町の信用をどのように回復していくかが急がれると思うが、町長の現在の心境や関係者等への対応をどのようにするのかなどを質問します。

以下は、質問席にて行います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 先ほどの高橋議員の質問にお答えしたとおり、今回の事件はまことに残念としか言いようがなく、町民の皆様に多大なご心配をおかけしていること、本当に心苦しく思っております。

私の心境ということではありますが、私はこの年になって非常にいい勉強をさせていただきました。結果的には、上野氏から裏切られたという気持ちが非常に強うございますが、私自身、私だけが裏切られるのはこれは自分だけが我慢すればいいことであって、自分が耐えればいいことであると。しかし、結果的に認可をいただいた鳥取県の平井知事を、結果的に私が裏切った形になってしまった。この裏切られるよりも人を裏切る、このつらさというのは本当につらいものがございませう。

私の心境としては、当然県に対しても平井知事に対しても本当に申しわけなく思っておりますし、当然町民の皆さんにこれほどの全国版に載るような、そうい

う事件が起きたことを心から心苦しく思っております。これが私の本当の心境であります。

以上です。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） この事件が大々的に放送されたのは、確か10月17日のNHKの放送だと思います。そのときには町長は、いろんなマスコミから取材を受けていて、本当にショックを受けたという話をしていましたし、監督責任を強く感じているというようなことも述べておられます。

今回の一つの監督責任といいますか、マスコミもいろいろ報道している中で、こういう許認可で行う大麻栽培ですね、それを行うにはやはり行政がしっかりと連携をしながら、監督をしていくことが必要だったのではないかということ指摘しているんですね。

智頭町としても確か、今年度に入ってから本業の大麻の生産というものが思わしくない。で、対外的な活動がどんどん盛んになっている。そのことに対して心配といいますか、ちょっと懸念を持って、そういった対外活動を自粛するようということ指導していますが、そこら辺の経緯について少しお聞かせください。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 要は監督責任。これは私が監督でありますから、これはもう全て私に監督責任があると。これはもう当然のことです。

それと、ただこの監督の中にも、県が指定した場所、町がそれを受けて指定された場所、ここには実は監視カメラも入っておりますし、柵もちゃんとつくってあると。という中で、まだこれは決定ではないと思いますけども、内容がわかりませんから。少なくとも我々が、県、町が管理しておったその畑からは、薬用の大麻は検出されていないんじゃないかということでもあります、違法大麻。あそこに栽培しておるのは産業用大麻ですので。それはなぜかと言いますと、たまたまそこに働いておった人が、これはおしろといいますか、とがめられなかった方ですが。自分がずっとそのエリアの監督兼町が監督している畑は、全部自分が種をまいてきたんだと。その中に違法な種は入っておりませんでしたと。だからこれはないと思いますということを耳にいたしました。

しかし、Gメンのほうがご存じのように全部刈り取って、それを県庁に預かっていただきました。町で預かれと言われましたけども、鍵のかかったような場所



で何カ月も置けと言われてもそういうのがないので、県にお願いしてどっかないかということで、知事のほうからじゃあ県庁が預かろうということで、鍵のかかるところに預かっていた。その結果はまだ私は承知しておりません。

しかし恐らく、我々が管理をしておったところではなかったんじゃないかなどいうことは外ですね。これもわかりません。外から彼が栽培、別の大麻を栽培しておったのか、あるいは誰かからもらったのか。これ全くわかりません。これから判決が出たときに真相がわかるわけですね。もし、そういう県、町、私が監督責任で町が管理した畑から出れば、これはまた違った意味の責任というものがあろうかと。

ですから、何もかもわからない中で私どもも正直悶々としておる状況であります。それゆえに、先ほど高橋議員の質問にもお答えしたとおりということで。まずこの真相がわかってから八河の集落の皆さん、あるいは町民の皆さん等々、やはり整理してきちっと対応をしなければいかんかなど、こんなふうを考えております。

以上です。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 11月18日のNHKの午後7時半、中国地方特集ですね。フェイスという番組の中で、元麻薬取締官とか現職の方がコメントしていましたが、大麻の栽培は免許を持った者しか栽培できない。今回は、体験として一般の人に植えさせていた。これは考えられないことだというようなことを言っていました。本来、こういう栽培というものは免許を持った者しかできないという、そこら辺の指導する、監督する側が本当にそこら辺をきちんと理解していたのか。そういうものを理解した上で、栽培の指導に当たっていたのかということらへんも、一つ大きな課題ではないかなど考えがあるんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 要は、県から認可権をもらったのは上野氏であります。これは町に認可したんじゃなくて、個人に認可してもらったと、これが一つ。それから、これ会社を興してますから、八十八や。株式会社八十八やの中に従業員がいるわけです。その方たちは当然、会社の仕事として種をまく、刈るとかいろいろ仕事があるということであろうかと思えます。

それから冒頭おっしゃいました、この監督責任者としての私が指示しましたのは、まず第1回目に麻まつりというのが八河でありました。非常に大勢の方が集まった。ただし、ちょっと不審に思いましたんで、2回目からは中止にさせました。正直言って、ちょっとこれは危険過ぎるなど。

それからもう一つは、途中でわかったんですが、彼が非常に珍しい状況ですから。県が個人に認可したというのは、いろんなどころから講演依頼がきたと。それについて、彼は颯爽と出かけておったと。それを聞きまして、一切講演はするなど、まず事業をやれと。粛々と事業をやるのが筋じゃないかということをし伝えました。

そういうことで注意はしておったんですが、よもやまさか。その過程の中で「君がもし危ないことをしてくれたら、この責任はすぐ知事にいくんだよ」と、「そういうことは絶対やめてくれよ」と、「そういう大麻を吸うとか、そういうことは絶対やめてくれよ」と。そのときに彼は胸を張って「するわけないじゃないですか」何回も繰り返しておりました。人間というのはそれ以上追及できないんですね。人の心がわからないというのはそこにあるんですね。

いつも私が言っております。今回もいわゆる差別。「私は差別なんかしてない」、「おれも差別なんかしてないよ」と言いながら人の心の内は見えない。これが一番怖い。そういう意味で、私もまたそういう悲しい場面に直面したと。非常につらいものがあります。私が彼を見抜けなかったというのが、恐らく最大の私の失態かなと。しかし、なかなか見抜けなかったというのが正直な気持ちであります。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 違法大麻の部分については、今町長が言われたように本当に見抜くのは難しいんですが、許可を受けた産業用大麻ですね。それでも私が言ったように、本来は許可を得た者しか栽培ができないのに、今回八十八やという会社を全国にインターネットを通して体験ツアーですね。そういうものを募集して、種まきや間引きをさせていたという事実があるんで、本来はそんなことは免許を持った者しかできないんだという、国の厚労省のほうは判断をしておりますのでね。そういうところ辺が実際に監督する側として、そういう法規制をしっかりと理解していなかったという問題があるのではないかなと思うんです。これは合法大麻のほうの部分ですよ。違法大麻では当然なかなか予測できませんので。

そういった課題があると思いますし、もう一つ地元の方が協力をして農地等を

貸したんですね。たまたまちょうど先週、八河谷のほうに私堆肥を持って上がって、そのときに聞いたんですが、自分も農地を提供したと。で、契約をしてくれと言ったがなかなか契約をしてくれなかったと。で、最後には町が自分と契約をしたんだと、貸し借りのね。で、つまりその農家の方は町に貸した状況になっているというような言い方をしてました。今回、八十八やが溝を深く掘って、これから農地として使いもんにならないような状況になっているという話も出てましたが、そうした場合に、智頭町が借りてるという形になってますので、そういう部分については、町が責任を負うような形が出てくるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） まず1点は、これは確かに気づいたのが遅かった面があるかもしれません。第三者が畑に入る。これを気づきまして、そのエリアでは一切葉っぱは持って出てはならないという決まりがありますから、全部入る人はテープをズボンとかポケット、持ち出しができないようにテープを張ると。そういうような指導はしましたけども、まさか本人が大麻を吸うなんてことは夢にも思っておりませんでしたので、これが監督の欠如かなと。これはそういう意味では抜かっておったかなという面があります。

それから畑を町がということですが、これは町が借りた形跡はございません。町が借りるということになると、ちゃんと書類が等々でするはずであります。これは町が借りてないと、こういうふうに自覚しております。あくまで、株式会社八十八やとその持ち主の方が契約をなさっておると。それからあと2カ所ほど。それも町が関与しないで、株式会社八十八やとその個人の方が契約なさっておるといふ事実ですので、そのあたりは誤解のないようにしていただきたい。このように思います。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 先ほどの農地のお話は、実際に農地を貸したという方から聞いたんで、それが事実関係はどうかは確認できませんので、とりあえずそういう話を聞いたので今話させていただきました。

次に、今回補助金を県に返すという話なんですが、多分今度は、智頭町は上野容疑者にその補助金を返還請求をしようと思うんです。けども実際に、今の現状では返済能力は多分なくなって、最終的に智頭町が負担をしなければならないよう

な状況が予想されます。そのことに際して町民が、町の失態でそういった補助金の始末に町費が使われるということに対し、非常に不満を持っているといたしますか。そういう話を多々聞きますので、今のところはまだ県に返還してこれから請求をするので、後のことはまだ仮定の話なんですけど、最終的に多分請求しても取れないときには、町が負担しなければならないという状況になってくると思うんですが、そうなったときに町民にある程度しっかり説明をして、納得をしていただく必要があるのではないかなと思いますけど、今後はそういうことに対して説明をしていくようなお考えはあるんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 仮定の話でということでありまして、当然、私どもはもう国選弁護士を通して請求は起こしております。そういう中で、この展開というのは全く今のところはわからないという中で、そういうことをやるしかないということでありまして。町民には説明はいたします、真相という真実という。そういう中で今岸本議員がおっしゃるように、町民が不満紛々しとるという中で、そういう私どもは今のところは請求をせざるを得ないと。取れないからやめましようというわけにはいきません。やはり、きちんと弁護士を通じてという手続は、踏ませてもらいますということでありまして。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 次に、高橋議員も言っていたんですが、今回の事件を通しての反省ということになると思うんですが、教訓を今後にどのように生かすのかというところだと思うんですが。今回の事件を通して、非常に町長がリーダーシップを取って免許取得に大きな力を発揮した、ということが見えてくると思うんです。

こうした大麻栽培の免許を取るのが、実際どうなのかと県の担当者に聞いたところ、ある報道によりますと極めて難しい問題だと。本来なら栽培を希望する個人が県に申請をするんだが、今回は智頭町のバックアップがあったからだというようなことを言ってますんで、そうした町が一つ前のめりになったという感じが私は受けるんですが、その辺について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 当然、今回の県から認可されたのは、正直私の存在があったからこそ、知事は私を信用して認可権を上野に与えたと。これは事実であり

ます。もし、上野君が行っても、恐らくこの認可は不可能であったと思います。

なぜということになりますと、私は今の世の中を見ておりまして、非常に物すごいスピードで進化しておる。物すごいスピードで。極端に言うと、1カ月前にあったスマホを、もうこんなもの古いと言ってぽんと捨てる。あるいは昔あったいいものも、こんなもの古いからと壊す。まるで、みんながこぞって宇宙船ヤマトに乗って宇宙に行こう、これに乗りおけると消滅するぞと言わんばかりの、そういう空気もなきにしもあらず。

しかし私は93%の小さな町、山林の町で責任者をやらせてもらっておる。むしろ宇宙に行かないで、昔あったものをもう一回よみがえらせる。昔あったものを組み立てる。皆さんが忘れ物したものを拾って、またそれを生かす。戦前に麻というものが北海道から九州までくまなくあった。これも事実であります。そういうものをもう一回よみがえらせるということについては、私は耕作放棄地等の問題、あるいは集落が消滅する、そういう地域にあつて、私は戦前のものをよみがえらせるということに対しては、これは着眼点として一つはおもしろい計画になるんじゃないかと。

それからもう一つは、ちょうど百業学校というのをやっています。昔の農家、山林に住む人たちは、冬は雪が降りますから、冬にはわらじを編んで、そしてそれをたくさんつくって、春になったら町に売りに行く、あるいは野菜をつくっては町に、たきものをつくっては町に売りに行く。キノコを取って栗を拾って町に行く。そういう少しずつやって蓄積して、1年の蓄えをしておった。その中に、80過ぎのおじいさんから聞いた話で、昔は我々も麻をやってた。麻で網をつくったり縄をつくったり、ロープみたいなものをつくったりやってた。それも蓄えだったんだというような話を聞いておりましたので、むしろそういういい意味で、都会にはできない、田舎でしかできないようなそういうのを率先してやったらいかがなものかと。これが私の実は思いであります。

当然おっしゃるように、私がいなかったら、恐らくこの大麻栽培の許可はおりにいなかったと。これは正直に私も思っております。だからゆえに、結果的に知事を裏切ることになって、非常につらい思いを日々送っておることは事実であります。

そういった意味で、どういう決着が待っておるかは別にしまして、これを粛々と真実が明らかになるのを追って、それぞれ謙虚に説明し、町民の皆さんにもこ

うべを垂れということで、知事にはもう、会うたびに申しわけないという言葉を書いておきます。もういいよいいよと、この間も会って笑ってらっしゃいましたけども、私の心に、謝るだけでなかなか心はいやせないというのが事実であります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） そのフェイスの中でもう一つ指摘されているのが、栽培が事業として成り立つまで、指導する責任があるのではということを書いていません。

私は9月の決算のときに、大麻栽培のこういう栽培の現況がどうなっているかということを確認したときには、把握していないという答弁が返ってきましたので、本当に大麻栽培でまちおこし、産業として興すということに町長が夢をかけているんなら、本当に栽培の現状をしっかりと把握して、本当に本業として成り立つような指導体制が必要だったのではないかな。

実際には、この間私が話を聞いた方も言ってました。本当に無農薬、無肥料というような方針でやっているんで、ほとんどその収量が上がらない。そういう中で、従業員3人も抱え、自分の生活もしていかなきゃならんということで、多分対外的な観光農業的なほうに走ってしまって、本業がおろそかになったのではないかな。それでかえってそのことが、全国からちょっと得体の知れないような人を呼び入れて、今回のことにつながったのではないかなということが推測されますので、そういったものを今後の反省材料の一つとしていただきたいと思います。

ちょっと時間がないので、次の質問に入らせていただきます。

次に、来年度予算についてですが、智頭町では自主財源が縮小しており、財政的に厳しい状況が続いています。その中で、27年度決算に対する監査委員の審査意見にもある、町税や公営企業を含む累積する収入未済額が1億5,400万円にも上っており、これの解消は、自主財源確保や、町民負担の公平を期する観点からも極めて重要だと指摘しています。

また、税以外の各種債権についても、滞納債権が多額となっているところから、滞納対策本部が推進役となって、滞納債権の具体的な整理の方策を、引き続き検討することが必要であるとしています。議会の決算承認に当たっても、同じような趣旨の意見をつけています。町として、この未収金解消のための対策をどのよ

うにされるおつもりなのかお尋ねします。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 来年度予算等々についてであります。

厳しい財政状況の中で、財源確保及び負担の公平性の観点からも、町税及び各種税外債権の未収金対策は、町の重点施策と捉えておるところであります。

町税においては、平成19年に設立された鳥取県滞納対策整理機構東部支部と連携するとともに、平成25年度からは県と税徴収職員の相互派遣を行うことにより、高度な滞納整理技法を習得し、職員それぞれの意識改革やスキルアップを進めた結果、徴収率の飛躍的な向上を見ているところであります。

また、平成17年度に設置した智頭町滞納整理対策本部において、町税のみならず各種税外債権についても、関係各所属の情報共有を図るなど、さまざまな未収金対策に取り組んでいるところであり、本年度中に税外債権を担当する職員を対象に債権管理実務研修を開催し、滞納整理手法のレベルアップを図ることとしております。

今後も、対策滞納整理対策本部を中心に、県等の関係機関とも協力しながら、職員それぞれの意識改革と徴収ノウハウの向上を図り、納付督促を徹底するとともに財産調査なども行い、場合によっては差し押さえ、強制執行も辞さないなど、組織的な未収金対策を強力に推進しております。

なお、平成21年度の滞納繰越町税、95.79%、国保税が82.11%、21年でありましたが、27年度には町税97.80%、それから国保税の92.24と、非常に高い率で職員も頑張ってくれておる事実があります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

○8番（岸本眞一郎） 町の体制づくりについては、今お話を聞きましたのでそういったところでは理解できます。しかし、この27年度決算の中で、実は本折小集落地区改良事業清算金の未精算部分というのが、決算書にのっていなかったという事実が浮かび上がってきました。約2,100万円あるという話で、これが決算書にのらない要因の一つには、予算に計上されてないからだと思うんです。本来なら、こういう未収金があるときには、費目を設けて調定額、未収金が入るという前提で予算を組み、その現年度に入った金額を今度は引いたものが次年度に繰り越されるというような形、そういう議会がチェックできる仕組みが

ないと、決算や予算にのらない、ちょっと表現が悪いかもしれませんが、簿外のような形で処理されているということは非常に不透明な感じがしますので、今年度予算にはこのところを予算計上する考えはないでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） この件はもう既に、第3回定例会の決算特別委員会で説明しております。そういう説明しましたが、予算計上することは考えておりません。

議員もご承知のとおり、よく承知されていると思いますよ。当時、同和対策事業、智頭町長固有名義の通帳で清算金が管理されていましたが、不適切な管理であることから、平成19年5月30日付で、一般会計に繰り入れる事務処理をしたと。これは、19年5月30日開催の行財政改革特別委員会で資料も提出いたしました。以後、清算金については、一般会計へ雑入として、きょうまで事務処理をしておると。これも議員はご承知のはずであります。

そういった意味で、予算計上することは考えていないということであります。

○議長（酒本敏興） 8番、岸本眞一郎議員。

時間きましたら終わりますんで。

○8番（岸本眞一郎） 本来、町がもらわなきゃいけない未収金が、予算や決算に反映されない。で、その返されたお金だけが雑入に入る。そういう不自然な経理ですね。それが普通の自治体として成り立つような話でしょうか。下手に考えると、もう請求権がなくなっているんで、表に出しても請求できないというような事情があって、そういうことをなされるのでしょうか。そこら辺何か事情があったることなんでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 何回してもあれですが、平成19年私がいた時期でないかもしれません。前の方のときだったと伺っておりますけども。要は今ではだめだからこうすると。あなたも賛成をされた中じゃないですか、議員として、違いますか。

○議長（酒本敏興） 以上で、岸本眞一郎議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、15時。

休 憩 午後 2時45分



再 開 午後 3時00分

○議長（酒本敏興） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中野ゆかり議員の質問を許します。

5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） このたび私は、移住定住促進支援の中の住宅支援について質問いたします。

現在、町民の人口は7,422人ですが、何も対策を講じなければ24年後の2040年には、本町の人口は3,870人になるとの見通しが、智頭町総合戦略の資料に書かれていました。そして、人口減を防ぐため、2040年、人口5,000人となる目標を設定し、現在さまざまな施策を行っています。その施策の一つが移住定住促進支援で、本町に住んでもらうため住宅支援を行っています。

さて、この支援制度の対象者は大きく分けて二つに分かれます。一つは移住者が本町に住んでもらうための支援事業と、もう一つは本町に住んでいる人がこれからもずっと住み続けてもらうための支援事業です。そこで質問ですが、一人でも多くの人口をふやしていこうとするのであれば、移住者と定住者等を分けず、住宅支援制度を充実すべきと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

以下は、質問席にて行います。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 中野議員の、移住定住促進支援の中の住宅支援についてのご質問であります。

本町の移住定住支援制度につきましては、大きく分けてUJIターン支援事業と、それから平成24年度から取り組んでいる定住促進対策事業の二つがあります。そのうち住宅支援対策につきましては、従来からの支援事業としてUJIターン住宅支援事業費補助金があり、これにつきましては、町の補助金額の2分の1の額が県から補助されます。

また、平成24年度から取り組んでいる定住促進対策事業につきましては、以前も議会の一般質問でお答えいたしました。若者の定住対策を積極かつ効果的に推進するため、智頭町定住促進基金を設置し、交付対象者を広げた住宅支援事業を既に実施しているところであります。

UJIターン住宅支援事業費補助金についてのみ県補助金の対象となるため、毎年、県政要望等で定住対策についても補助対象になるよう要望をしておるとこ

ろであります。

以上であります。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 例えば、空き家バンクに登録された家に町外者が入居された場合は、空き家の対象者に対し20万円の奨励金が出ます。また同じく空き家バンクに登録された家に町外者が入居され、その家の改修や建設を行った場合、最大100万円、改修費用の2分の1を助成するという制度があります。先ほど町長が申されたとおりです。この制度は、空き家の利活用を推進するには大変有効な制度ですが、入居対象者を町外者に限定している点において、町民からの不満の声が聞かれます。

実例を申し上げます。兄弟がおられ、長男は家を継ぎました。そしてそのほかの兄弟も社会人となり、町内で暮らしたいと思い家を探しました。その際、空き家バンクに登録した家があり入居を希望しましたが、町外者にしか貸すことができないということで、やむなく用瀬や河原に家を借りて、町外から智頭町に通勤しているとのことでした。また、町営住宅入居の希望を出しましたが、所得が高いからといって却下されたという話も聞きました。町長はこのような実情をご存じだったでしょうか。またこの実情を聞いてどのように思われましたでしょうか、お答えください。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） この空き家バンクというのは、要は、今地方が疲弊しておると。東京集中になっておる。何とか人を分散させなきゃいかん。それによって疲弊した地方の人口が回復してくるであろうという、地方創生の大ざっぱな言い方ですけども、そういうことの中で、確かに今おっしゃったような事例が発生するというごさいます。

しかし、空き家バンクというテーマの中で、これはあくまでも町外あるいはその町内についてでもありますけども、要はちょっと長男が出てとその辺がよくわかりませんでしたけども、所得によって制限されるというのはこれはルールでして、確かに気分的にはおっしゃることもわからないではありませんけども、やっぱりルールを外しますと混乱するということがありますので、所得に関係して云々かんぬんというのは、勝手にじゃあというようなことは控えなきゃいかんのじゃないかなと、こんなふうなことを思ってます。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） ちょっと整頓しますね。まずは空き家バンクについてのことを質問いたします。

5人家族がいましたと。で、長男さんが家を継ぎました。その後残ったお二人は、それぞれやはり社会人となり、家庭を築くというような人生の過程がありますね。その中において、後の子どもさんお二人は町内に家を探したいんだけど、空き家バンクは探したと。ですけれども空き家バンクはあいているのにもかかわらず、町民だから入れないという状況が今起こっているということなんです。そのことについて町長はどのようにお考えでしょうかという質問です。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 企画課長に。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 空き家バンクでございますが、町内の空き家を有効活用ということで町が登録しております。結果的にその空き家に入る、入らないは当人同士の問題でございますので、それについて行政のほうは町内だからだめとか、そういうことはございません。確かに所有者に対しての補助があるかもしれませんが、基本的には、入る入らないをそういうところでは区別をしていないというように、私としては存じております。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 要綱を再度確認していただきたいと思うのですが、これは所有者に対して奨励金、町外者が空き家バンクに入った場合、所有者は20万円の奨励金をいただくことができます。ということで、やはり対象者、20万円を、言えば補助金いただきましたければ、やはり町外者に貸すというような方向の支援制度でございます。こういうことですから、町内者は入れないことないですけど、町内の方が入った場合、その補助金はいただけないことになりまして、それに、もしも町外の方が空き家バンクの物件に入られて家を改修された場合は、2分の1で上限100万円をいただけるんですが、町内の方が入ってもその補助金はいただけないわけですね。

ですから、こういうところにおいて町外者、町民、定住者ですね、というのを区分けしているこの制度はいかがなものですかということをおっしゃっているんです。その点、町外、町内を問わず、これは県の補助金だからと言わず、県の補

助金の対象者であれば町外者は県の補助金で対応し、町内者であれば町独自の費用を使ってでも、同じ条件で町内、町外の方の移住・定住を促進するという方向はいかがですかということをご提案させていただいているわけです。その点いかがですか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 例えば、町内の定住を希望される方に、覚えてらっしゃるでしょうか。町有地無償提供というような当時大胆な発想で、当時はほっておくと3人若者がこの町から出ていく。それを町有地を無償提供、そのかわり条件は工務店は大工さんは智頭の人を使う、智頭の材を使うというような条件で3名入っていただいて、その若者が結婚して6名になって、子どもができればまたふえてきたと。こういう定住策というのはほかに例を見ないような、そういうことも実は優遇をしておるわけでありまして。

それについても、ほかにも宅地取得助成事業とか、住宅支援事業、住宅家賃助成事業、定住就労奨励事業、いろいろ定住も全くやってないんじゃないかと、外部ばかりに目を向いておるわけではございません。

いずれにしても、93%の山を持っている智頭町ですから、これから林業というものに力を入れていくのに、地元の若者が林業に従事しないということは非常に困るわけですね。いわゆる高齢者になってますから。そういう人たちのためにも、外に出ていかないための防止策として、町有林を一部無償提供しようじゃないかと。そして、腕に技術を身につけて将来ステップアップしてほしい。こういう事業も現にどこもやってないようなことを大胆にやっておる事例がございます。

一方で空き家バンク等々、100万円という確かにそうであります。そういった場合、移住ばかりに力を入れているわけではないということ、まずここで理解していただきたい。それから、この外から入ってくる方に対しては、やはり心細いんですね。見も知らない土地に移動するということは。そういった意味でも大きく手を広げて、そしてウェルカムという世界の中で100万円、県としてもそれを大いに推奨するということが、県が半分持つというようなことであろうかと思っております。そういった意味で分け隔てなく、人口増に向かって手を打つということ、理解いただきたいと思っております。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 智頭町の住民の方から声を聞きますと、智頭町は移住者に手厚くて定住者である町民には冷たいという声をよく聞くので、私も先ほど町長が言われたように、移住者だけでなく、町民の方にも幅広い定住支援を行っていることをお話しします。詳しく知りたい方に対してはパンフレットを持っていき、住宅支援事業や宅地取得助成事業、住宅家賃助成事業、定住就労奨励金事業などなど、本当にいろいろな定住支援事業も行っているんですよということは説明をさせていただいている次第です。

また、先ほど言われたように、町有地無償提供など、本当に大胆な施策を行っているとはいえ、町長考えてみてください。若者が住もうと思って家を1軒建てられる人が何人いますか。それに住宅改修支援事業に関しても、とても町民の方には喜ばれておりますが、さあいざこれから家を出て町内に家を探している人に関しては、改修しようにも家がないじゃないですか。それに家賃助成事業、これもですよ、家に入ってから助成事業ですね。

なので、智頭町に住みたいと思った人に関しての助成・支援策というのがないなど私は感じたんです。それで、空き家があるのに入れない。この状態っておかしくないですか。さまざま定住策はあります。ですけど、ちょっと手の届かないところが、この空き家、家を探す、家があるというところに、まだ定住支援施策が不十分ではないですかということを私は言っているわけです。その点いかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今、中野議員のお話の中に、町内の住民の方が不満たらたらであるというようなことでありましたが、何人の方がというのはさておきまして、今智頭町にはいろんな意味で、かなり移住を希望されている方が入っているわけですね。役場の中にもしょっちゅう相談に来ておられる方を、県外の方を見ております。そういう面で非常に目立つといいますか、そういうことがちょっと気になる方もいるやもしれません。しかし、確かに外から智頭町に住みたいという人は、ほかの町よりも多いような感じがいたします。

そういう中で、これはまだもちろんこれからの議員、あるいは皆さんとの相談でありますけども、三田のパークの跡地に2棟建築であります。それと、これは私の今勝手な言い分で、もちろん議員の皆さんに正式にテーブルに上げて相談をする時期が来るかとは思いますが、そのときに相談させてください。三田のパ

一クの跡地というのが、あと24棟ぐらいスペースがあるんですね。それを今おっしゃって、めちゃくちゃにただというわけにはいきませんが、例えば住む土地がないと、智頭町在住の方が。そういう方に土地を提供して、そのかわり申しわけないけど、せめて建物ぐらい自分でつくってくださいよと。建物は自分でつくっていただいて、造成した土地は無償でという、こういう案も心の中に実は持っております。

そういった中で、すぐ実現できるかどうかは別にしまして、やはり一つ一つクリアしながら、一つ一つ問題が起きれば、それに向かって解決策を考えるということで、近い将来的には、三田のパークという問題も机のテーブルの上に上げて、定住、町内の方もどうぞ参加してくださいというようなこともやりたいなど、こういうことも考えております。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 智頭テクノパークに関しましては、私も9月定例で一般質問をさせていただき、今後住宅がどんどん建っていくということで、若者定住に結びつけるんだなということは理解はしました。

しかしながら、今家が欲しい人に関してですよ、家を建てるまでどこに住むんですか。このように新しい住宅を建てることは、一部の人しかできないわけです。そう思いませんか。今住みたい方に関しては、町内でどこかないかなって普通は探しませんか。で、探したところに空き家バンクの家があったぞと。だけどあいてるのに住めないってどういうことだって普通思いませんか。

それで、これは先ほどから何遍も言って申しわけないのですが、県の補助なのでこれは町外者に貸すというような条件なわけですよ。なので、同じ条件で町独自で補助をつくれればいいじゃないですかと私は思うわけです。先ほど私が町民の声を言った中で、町民が文句たらたら言っているということではないんです。私、この町民の声って文句じゃないと思うんですよ。町民の声をいかに行政が把握してそれに寄り添うことができるか、ということのための声です。ですから、町民は文句言ってるわけじゃないんです。町にここが足りないからという声を出してくれているんですからね。

なので、私が先ほどから申し上げているのは、定住支援策本当に充実してます。充実しているんですが、今町民が住みたい家がない。だから出るんです。実際出てる人がいるんですよということを申し上げているわけです。その点いかがです

か。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 正直どういう方が出られたっていうのは把握しておりませんが、そういう方がいらっしゃるということが現実であれば、100人の方に100人満足していただけるというのが一番ベターでしょうけど、そうはいかないところもあると。かゆいところに手が届くのが行政ということは承知しております。

しかし、そういう中で、中野議員が対面された方にとっては非常に残念であり、住みにくい智頭町だなという不満も漏らされる。これはもう当然だと思います。そういった意味で、この7,000余名の町民に対して、非常にかゆいところに手が届くような、そういう行政を目指さなきゃいかんということはあるかと思えます。

そういった意味で、移住定住、別に分け隔てしておるわけでは決してございません。定住の方にも、そういう三田のパークをこれからどう開発するかとか、いろいろ戦略は考えておりますので、今課長が申しましたように、空き家バンクに、はなから入れないと、あんたは智頭町住民だから入れませんよというのはちょっと違うんで、そのあたりを少しご理解いただけるかなというふうな感じはあります。

以上です。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） それでは、空き家バンクに関しての智頭町空き家活用奨励金交付要綱というのを読みました。それで移住者という、その移住者の定義なんですけれども。その要綱に書かれている定義というのは、本町以外に居住していたものが智頭町に転入し、それを移住者というというんですね。要するに、移住者イコール町外に居住していた人が、本町に転入された場合のことなんです。

例えばですが、町民が就職のため一旦外に転出しました。しかし、半年もたたない間に本町に帰ってきました。さて、この方は移住者なんでしょうか。町長お答えください。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 企画課長に答えさせます。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 年限ございますが、基本的には移住者ではないと思います。年限に制限がありまして、何年間とかございますけど、基本的なものは数年例えば大学とかであれば、移住者ではございません。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 転出していた期間が関係するということですか。5年間。5年以内の方は移住者ではないということですね。

それでは、地元の方が結婚されて町外に一旦出ました。それで、そしたら5年以上経過しましょうか。経過して離婚されて帰ってきました。その方は移住者でしょうか。

○議長（酒本敏興） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） どういう問答がわかりませんが、移住者のそこに定義とかございますけど、いろんなケース・バイ・ケースがございますので、一概にどうか私今答えにくいんですが、そこまで移住者について詳細を勉強しておりませんが、基本的に、出られた方が今度は帰ってきてどこに住むかですね。例えば生まれたところに住むのか、別のところに住むのか。そういったもろもろの要件が関係してくるのではないかというふうに思います。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） そのほか20歳まで本町で暮らし、その後数十年にわたり県外で就職し、定年退職を迎え家族とともに本町に帰ってきました。この人って移住者かっていうような。私が言いたいのは、移住者の定義って何だかっていうところなんです。移住定住施策と言いますけれども、本当に難しいと思うんですよ。一言でこの要綱を読みますと、本町以外に居住していた者が智頭町に転入し、これが移住者って書いてあるもので。やはり移住者ということを、はっきりと定義というのが必要ではないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

法律的なことは説明して振ってもらっても結構です。

○町長（寺谷誠一郎） 移住者の定義を統一化ということですか。これは難しいですね。例えば1年、人によって目的が違う場合がありますね。智頭町に1年ばかりだけでも移住したい。いやいや自分は大体契約では3年だとか。あるいは永住するとか。いろいろな人がさまざまな思いを持っていらっしゃるということですので、これ移住者の定義を統一化すると、各支援事業の要綱について今言い



ました趣旨・目的・そのほか必要な事項を定めるもので、その中に記載してある用語の定義については、それぞれ要綱が違うということですね。単に移住者というだけで統一化はできるものではないと。要するに、要綱についていろいろ違うわけですからね。だから、何もかもひっくるめて移住者だという統一的なことは、ちょっとできないんじゃないかなと、そう考えております。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） 本当に難しいと思うんですよ。難しいからこそ、移住者、定住者、町外者、町民分けずにこの定住政策をすればいいんじゃないですか。何で分けなきゃいけないのか私不思議でしょうがありません。その点いかがでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 何て言われ、してもということですが、突然の奇抜なことの質問で私もちょっとよく理解、いい答弁ができませんけども、別に移住者と定住者を差別する気持ちは毛頭ありません。定住されることもお願いだから外に出ないでということ。それから移住してくる方も長く町もバックアップしますから、じゃあ移住してきてくださいということである。

その中で、移住というテーマと定住というテーマで、いろいろ支援事業の要綱が決まっておるということですので、これを一緒にして果たしてうまく回転ができるのかなと。こういう役場というのは、ある程度ルールがあってそれに沿ってしないと、例えば、極端に言うと、町長の私の独断でああこれもいいよ、やっつけやっつけ、あんなもんいいじゃないかというようなことになると、ばらばらになっちゃうと。本当はこうだなと思いつつも、やっぱりルールはルールで仕方がないかなというようなことがままあります、いろんな意味で。

そういった意味で、今のところ統一というのはちょっと考えておりません。考えにくいというか、そこまでいっていないところが正直な気持ちであります。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） これを契機に、移住定住それぞれの施策の内容を見直して見ていただきたいんです。それを分けなきゃいけないデメリットが私は見当たりません。これを別に移住定住、移住者、定住者分け隔てなくしたほうが、本当に移住定住の促進につながると私は思うので、ぜひともご検討いただきたいなと思います。その点はいかがですか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 突然のことですので、これは移住テーマ、定住テーマという枠の中で研究はしてみるということでもあります。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） その研究の中の一つとして、この施策を広くPRする方法についても研究していただきたいと思うんですが。

例えば、私が移住したいなと考えている人であれば、一番最初にまずはインターネットで検索すると思うんですね。インターネットで実際、移住、全国とか支援制度というようなキーワードで検索してみましたら、一般社団法人移住交流推進機構JOINというホームページが上のほうに出てまいりました。メインのタイトルは、移住ってよいことあるんだ、知らないと損する全国自治体支援制度8496と書かれていました。全国の中でも目を引く支援制度が掲載されているほか、鳥取県をクリックすると鳥取県内の各町村の具体的な支援制度の一覧が載っておりました。しかし智頭町のほか、県内の数カ所の町の掲載はありませんでした。そこでJOINに問い合わせをすると、これは会員制ということで、本町は会員になっていないので掲載がなされていなかったようです。

ぜひ一度ホームページ、インターネットで移住先を検討する人の立場に立って、移住定住の支援のPR方法を検討、研究していただきたいと思うのですが、そのようなお考えはないでしょうか。

○議長（酒本敏興） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 恥ずかしい話ですけども、JOINというのを初めて聞きました。そういうことでわからないことは研究しなきゃいかんということで、そのJOINとやらを検索しながら研究をしてみたいと思います。

○議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。

○5番（中野ゆかり） あくまで、これはJOINというのはお知らせであって、会員になってくださいとかそういうことではないので、いろいろなインターネット上でのPR方法というのは、どんなものがあるのかなということを研究していただきたいという一例で紹介をさせていただきました。

私はこのたびは、移住定住の中の住宅支援に焦点を当てて質問をさせていただきましたが、このほか、限界集落への移住であるとか、就労支援など、対象者を移住者と定住者に分けている制度があります。いま一度内容をご検討いただき、

町民の方が不公平感を感じないような制度にさせていただくことを願い、私の質問を終わらせていただこうと思うのですが、この点についても、住宅支援だけじゃなくそのほかの支援制度についての見直し、ご検討というのはしていただけるでしょうか。

- 議長（酒本敏興） 寺谷町長。
- 町長（寺谷誠一郎） いいテーマをいただきましたので、早速研究をするということであります。
- 議長（酒本敏興） 5番、中野ゆかり議員。
- 5番（中野ゆかり） これで、私の質問を終わります。
- 議長（酒本敏興） 以上で、中野ゆかり議員の質問を終わります。  
これで一般質問を終わります。  
以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。

散 会 午後 3時37分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成28年12月12日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 石 谷 政 輝

智頭町議会議員 河 村 仁 志

# 第4回智頭町議会定例会会議録

平成28年12月16日

(第3日)

智 頭 町 議 会



## 第4回智頭町議会定例会会議録

平成28年12月16日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第101号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第 4. 議案第102号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 5. 議案第103号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 6. 議案第104号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 . 議 案 第 1 0 5 号  
平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算  
（第4号）
- 第 8. 議案第106号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第107号 平成28年智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第10. 議案第108号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 第11. 議案第109号 智頭町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例に制定について
- 第12. 議案第110号 智頭町税条例等の一部改正について
- 第13. 議案第111号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第14. 議案第112号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について
- 第15. 議案第113号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第16. 議案第114号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散について

- 第 17. 議案第 115 号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 第 18. 議案第 116 号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止について
- 第 19. 議案第 117 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 20. 議案第 118 号 字の区域の変更について
- 第 21. 議案第 119 号 字の区域の変更について
- 第 22. 議案第 120 号 字の区域の変更について
- 第 23. 発議第 6 号 智頭町議会委員会条例の一部改正について
- 第 24. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について
- 第 25. 閉会中の継続調査の申し出
- 第 26. 議員派遣

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 101 号 平成 28 年度智頭町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 4. 議案第 102 号 平成 28 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 5. 議案第 103 号 平成 28 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 6. 議案第 104 号 平成 28 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 . 議 案 第 1 0 5 号  
平成 28 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 第 8. 議案第 106 号 平成 28 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 9. 議案第 107 号 平成 28 年智頭町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 10. 議案第 108 号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 第 11. 議案第 109 号 智頭町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員



- の定数に関する条例に制定について
- 第12. 議案第110号 智頭町税条例等の一部改正について
- 第13. 議案第111号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第14. 議案第112号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について
- 第15. 議案第113号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同規約の変更について
- て
- 第16. 議案第114号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散について
- 第17. 議案第115号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 第18. 議案第116号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止について
- 第19. 議案第117号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第20. 議案第118号 字の区域の変更について
- 第21. 議案第119号 字の区域の変更について
- 第22. 議案第120号 字の区域の変更について
- 第23. 発議第 6号 智頭町議会委員会条例の一部改正について
- 第24. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について
- 第25. 閉会中の継続調査の申し出
- 第26. 議員派遣

1. 会議に出席した議員（11名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 河村 仁志  | 2番 高橋 達也   |
| 4番 岩本 富美男 | 5番 中野 ゆかり  |
| 6番 平尾 節世  | 7番 谷口 雅人   |
| 8番 岸本 眞一郎 | 9番 徳永 英太郎  |
| 10番 石谷 政輝 | 11番 大河原 昭洋 |
| 12番 酒本 敏興 |            |

1. 会議に欠席した議員（1名）

3番 大藤克紀

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	寺谷誠一郎
副町	長	金児英夫
教育	長	長石彰祐
総務課	長	葉狩一樹
企画課	長	河村実則
税務住民課	長	矢部 整
教育課	長	西沖和己
地域整備課	長	草刈英人
山村再生課	長	山本 進
地籍調査課	長	岡田光弘
会計課	長	矢部久美子
税務住民課参事兼水道課長		藤森啓次
福祉課参事		江口礼子
福祉課参事		小谷いづ美
病院事務次長		寺谷和幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長	寺坂英之
書記	大藤翔太

開会 午前10時30分

開会 あいさつ

○議長（酒本敏興） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、高橋達也議員、4番、岩本富美男議員を指名します。

### 日程第2. 諸般の報告

○議長（酒本敏興） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配布のとおり、議員派遣の結果報告について提出されておりますのでご報告いたします。

### 日程第3. 議案第101号

○議長（酒本敏興） 日程第3、議案第101号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第101号 平成28年度智頭町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 日程第4. 議案第102号

○議長（酒本敏興） 日程第4、議案第102号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第102号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5．議案第103号

○議長（酒本敏興） 日程第5、議案第103号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第103号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6．議案第104号

○議長（酒本敏興） 日程第6、議案第104号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第104号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7．議案第105号

○議長（酒本敏興） 日程第7、議案第105号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第105号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8. 議案第106号

○議長(酒本敏興) 日程第8、議案第106号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第106号 平成28年度智頭町水道事業会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9. 議案第107号

○議長(酒本敏興) 日程第9、議案第107号 平成28年度智頭町病院事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第107号 平成28年智頭町病院事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10．議案第108号

○議長（酒本敏興） 日程第10、議案第108号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第108号 教育長の勤務時間及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11．議案第109号

○議長（酒本敏興） 日程第11、議案第109号 智頭町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例に制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第109号 智頭町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例に制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第12. 議案第110号

○議長(酒本敏興) 日程第12、議案第110号 智頭町税条例等の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第110号 智頭町税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第13. 議案第111号

○議長(酒本敏興) 日程第13、議案第111号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。



これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第111号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14. 議案第112号

○議長(酒本敏興) 日程第14、議案第112号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第112号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15. 議案第113号

○議長（酒本敏興） 日程第15、議案第113号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第113号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第16. 議案第114号

○議長（酒本敏興） 日程第16、議案第114号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散についてを議題とします。

○議長（酒本敏興） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第114号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第17．議案第115号

○議長（酒本敏興） 日程第17、議案第115号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。  
以上で討論を終結し、直ちに採決します。  
これから議案第115号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第18．議案第116号

○議長（酒本敏興） 日程第18、議案第116号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。  
以上で討論を終結し、直ちに採決します。  
これから議案第116号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認

定委員会及び審査会の共同設置の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第19. 議案第117号

○議長(酒本敏興) 日程第19、議案第117号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第117号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第20. 議案第118号

○議長(酒本敏興) 日程第20、議案第118号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第118号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第21．議案第119号

○議長（酒本敏興） 日程第21、議案第119号 字の区域の変更についてを  
議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第119号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第22．議案第120号

○議長（酒本敏興） 日程第22、議案第120号 字の区域の変更についてを  
議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第120号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### 日程第23. 発議第6号

○議長(酒本敏興) 日程第23、発議第6号 智頭町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、石谷政輝議員。

○10番(石谷政輝) 発議第6号、智頭町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び智頭町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者 智頭町議会 議会運営委員長 石谷政輝。

改正理由。議員が速やかに委員会に所属し、その責務を果たせるよう、閉会中の委員の選任について、条例内容を見直し、改正を行う。

改正内容。第6条第4項並びに第6項について、閉会中における常任委員、議会運営委員及び特別委員の指名並びに常任委員の所属委員会の変更は、会議に諮らずも、議長により指名並びに変更できるものとする。

以上で説明を終わります。

○議長(酒本敏興) 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第6号 智頭町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第24. 輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果について

○議長(酒本敏興) 日程第24、輝くまちづくり調査特別委員会の調査結果についてを議題とします。

特別委員長より調査報告書が提出されています。

輝くまちづくり調査特別委員長の報告を求めます。

9番、徳永英太郎議員。

○9番(徳永英太郎) 輝くまちづくり調査特別委員会調査報告書。

本委員会の調査事件について視察調査を実施したので、委員会規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

1. 期日 平成28年11月16日(水)から18(金)(3日間)
2. 調査委員 議員全員
3. 調査目的 本町のまちづくりを推進するため、事務事業の調査行う
4. 調査地 ①東京都西多摩郡奥多摩町氷川215番地6 「奥多摩町役場」  
②栃木県下野市薬師寺3311の1 「自治医科大学」  
③東京都千代田区内神田1の15の10 「東京ブランチ」
5. 調査内容 ①奥多摩町 移住・定住について  
②自治医科大学 地域医療について

### ③東京ブランチ 現在の取り組み状況

#### 6. 調査概要及び感想

##### ①奥多摩町

移住・定住対策について、若者定住化対策室の新島和貴室長より、少子化対策と高齢化への対応と題してその取り組みを伺った。

まちの面積は225.53平方キロ、93.8%が山林である。ここは本町と大変よく似ている。

立地的には東京23区をはじめとして、多くの市を控えているものの、全国的に多くの自治体が抱えている問題と同じく、少子・高齢化問題への取り組みを最重点に置いている。その背景には地方の中小の自治体と同じく急激な人口の減少がある。

昭和53年の国勢調査をもとにした総人口の推移、その中で全国と比較した指数の推移、年齢3区分別人口の推移、その割合の推移、自然動態の推移、出生数・合計特殊出生率の推移、未婚率の推移、社会動態の推移等から著しい人口の減少が伺える。

平成26年には日本創生会議のシミュレーションが発表され、「消滅する可能性がある」市区町村に明示された全国896自治体の中で、減少率は43番目、東京都では1番となった。それらを踏まえ、今までの計画と主な事業を検証するとともに見直しを行い、現状と問題点を洗い出し、総合計画と連携した奥多摩町まち・ひと・しごと創生総合戦略「元気づくり計画」を推進している。

その中で、将来人口の目標を設定するとともに、さらに年齢3区分別人口の推移：将来人口（目標）を設定している。

元気づくり計画では、「少子化対策の推進」と「定住化対策の推進」を2本の柱として、各種施策を推進している。「少子化対策の推進」では出会い・暮らしと子育て・教育の充実に、「定住化対策の推進」では仕事と住まいの充実に向けた施策を展開している。

特に子育て・教育の主な施策では、保護者の不安の解消、専門相談員による相談・支援や、子育て家庭への経済的な負担の軽減、不安を取り除く医療体制の整備、保育施設などの充実にあげている。中でも子ども・子育て支援事業は、不妊検査・不妊治療助成事業、入園・入学・進学支援事業、中学生制服等支援事業、小・中学生の児童・生徒の給食費を全額助成、高校生等の電車・バス等の通学定



期代の全額助成など15項目からなっており特筆すべきである。

さらに、町営若者住宅の建設、定住サポーターによる空き家・空き地情報の収集や、空き家等活用促進事業交付金制度など多方面での制度や支援が充実している。このことは少子化対策・人口減少対策において、子育て家庭を対象とした若者定住対策の重要性を物語っている。

ゆえに、若者定住化対策を最重要課題として平成28年度から「若者定住化対策室」を設け、重点的に若者の定住化を推進している。「若者定住化対策室」は室長、係長、担当の3名からなり、出会いの場づくり・子育て・定住・就労、土地・建物の売買などの総合窓口としての機能を有しており、ワンストップ・サービスを行っている。

## ②自治医科大学

はじめに、原田総務部長より大学の概要説明を受けた後、梶井教授より「自治医科大学における地域医療の取り組み」と題した講演をいただいた。その後、鳥取県出身の卒業生等の状況について、高山地域医療推進課長より説明を受けた。

教授は講演の中で、地域医療の現状と課題として、まず、地域医療とは住民の健康問題のみならず、生活の質にも注目しながら、住民一人一人に寄り添って支援していく医療活動であるとし、死を予防し、延命を図る医療から生命の質を尊び、高めていく医療へ、臓器、疾病中心の医療から精神面、生活面まで配慮する医療への転換期であると言われていた。

そして、地域医療の充実は地域、時代の必然であり、地域医療を担う医師像として、患者個人の医療ニーズ、患者の人生・生活を意識したニーズ、地域社会のニーズなどそれぞれに応じてみずから柔軟に変化させ、それに応えることができる医師としての総合診療医像を語られた。

新しい地域医療提供体制の創出に向けて、地域包括ケアの推進と、住民の参加する地域医療づくりについて、西脇市の事例をあげ、住民の支援活動が医師会を動かし、市立西脇病院内に休日急患センターができたこと、医師のほうから進んで赴任されてきたこと、また、市で独自の地域医療を守る条例を制定したことなどを伺った。

住民が参加する地域医療づくりの大切さと、地域力の向上に必要な三つの要素として、地域力を向上させる「場」、場を機能させる「仕組み」、地域力の基礎となる「人」が大事であることを言われていた。

地域医療づくりは、地域（まち）づくりでそのものです。この言葉はとても心に残るものであった。

③東京ブランチ

本町の地域プロデューサーである北山氏より、現在の取り組み状況について説明を受けた。事務所としてのシェアオフィスは当初想像していたものより実に簡素なものであった。

目標は、智頭町に関心をもつ人や企業を一人でも多く連れていくことであるとのこと。地下のイベントホールは気軽に利用できるとのことであり、定期、不定期の情報発信やイベントを行い、本町に関心のある人の掘り起こしを行うとともに、来町につながるよう期待する。

以上で、輝くまちづくり調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（酒本敏興） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

これをもって輝くまちづくり調査特別委員会の調査を終了します。

日程第25．閉会中の継続調査の申し出

○議長（酒本敏興） 日程第25、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長より、閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

## 日程第26. 議員派遣

○議長（酒本敏興） 日程第26、議員派遣の件についてを議題とします。  
議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第4回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成28年12月16日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 高 橋 達 也

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男

